

有 価 証 券 報 告 書

事 業 年 度 自 令和 5 年 4 月 1 日
(第 119 期) 至 令和 6 年 3 月 31 日

株式会社 東和銀行

群馬県前橋市本町二丁目12番 6 号

(E03640)

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	4
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	7
3. 事業等のリスク	11
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	14
5. 経営上の重要な契約等	25
6. 研究開発活動	25
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	26
第4 提出会社の状況	27
1. 株式等の状況	27
(1) 株式の総数等	27
(2) 新株予約権等の状況	33
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	40
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	40
(5) 所有者別状況	40
(6) 大株主の状況	41
(7) 議決権の状況	43
2. 自己株式の取得等の状況	43
3. 配当政策	45
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	46
第5 経理の状況	59
1. 連結財務諸表等	60
(1) 連結財務諸表	60
① 連結貸借対照表	60
② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	61
③ 連結株主資本等変動計算書	63
④ 連結キャッシュ・フロー計算書	65
⑤ 連結附属明細表	100
(2) その他	100
2. 財務諸表等	101
(1) 財務諸表	101
① 貸借対照表	101
② 損益計算書	103
③ 株主資本等変動計算書	104
④ 附属明細表	112
(2) 主な資産及び負債の内容	113
(3) その他	113
第6 提出会社の株式事務の概要	114
第7 提出会社の参考情報	115
1. 提出会社の親会社等の情報	115
2. その他の参考情報	115
第二部 提出会社の保証会社等の情報	115

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年6月28日
【事業年度】	第119期（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）
【会社名】	株式会社東和銀行
【英訳名】	THE TOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取執行役員 江原 洋
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市本町二丁目12番6号
【電話番号】	027（234）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 野口 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座三丁目10番7号 株式会社東和銀行東京支店
【電話番号】	03（3542）7111（代表）
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 岸 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東和銀行東京支店 （東京都中央区銀座三丁目10番7号） 株式会社東和銀行大宮支店 （埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目494番地3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(自 平成31年 4月1日 至 令和2年 3月31日)	(自 令和2年 4月1日 至 令和3年 3月31日)	(自 令和3年 4月1日 至 令和4年 3月31日)	(自 令和4年 4月1日 至 令和5年 3月31日)	(自 令和5年 4月1日 至 令和6年 3月31日)
連結経常収益	百万円	38,729	36,437	36,907	33,513	34,138
連結経常利益	百万円	5,935	4,093	3,712	3,987	4,335
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	2,896	2,495	1,745	4,094	3,530
連結包括利益	百万円	△4,072	6,626	△8,614	△6,445	1,989
連結純資産額	百万円	130,273	135,103	125,209	117,688	118,605
連結総資産額	百万円	2,329,468	2,551,480	2,566,787	2,390,395	2,405,654
1株当たり純資産額	円	3,095.20	3,237.95	2,960.72	2,754.45	2,772.96
1株当たり当期純利益	円	73.19	62.36	42.01	105.58	89.84
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	50.97	42.04	27.22	62.71	56.00
自己資本比率	%	5.56	5.26	4.84	4.89	4.89
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.78	10.62	10.54	10.43	10.06
連結自己資本利益率	%	2.18	1.89	1.34	3.39	3.00
連結株価収益率	倍	8.59	11.03	12.82	5.15	7.99
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	12,004	178,218	4,998	△209,387	941
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	64,279	△33,398	△10,915	22,388	7,425
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,671	△1,848	△1,299	△1,119	△1,120
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	239,916	382,887	375,672	187,554	194,800
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	1,440 〔473〕	1,414 〔481〕	1,371 〔460〕	1,314 〔442〕	1,257 〔445〕

(注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第115期	第116期	第117期	第118期	第119期
決算年月		令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
経常収益	百万円	35,006	32,735	33,182	29,779	30,314
経常利益	百万円	5,667	3,843	3,579	3,951	4,307
当期純利益	百万円	3,256	2,307	1,665	4,070	3,510
資本金	百万円	38,653	38,653	38,653	38,653	38,653
発行済株式総数						
普通株式	千株	37,180	37,180	37,180	37,180	37,180
第二種優先株式		7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
純資産額	百万円	129,765	132,539	122,579	115,670	115,247
総資産額	百万円	2,321,258	2,543,802	2,558,182	2,381,584	2,395,194
預金残高	百万円	1,981,856	2,105,327	2,136,864	2,145,580	2,153,415
貸出金残高	百万円	1,459,081	1,505,450	1,528,195	1,564,847	1,579,511
有価証券残高	百万円	561,289	596,876	595,308	568,672	557,330
1株当たり純資産額	円	3,093.07	3,181.60	2,903.56	2,714.19	2,696.67
1株当たり配当額						
普通株式		40	30	25	25	35
(内1株当たり中間配当額)	円	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
第二種優先株式	(円)	25.720	25.920	26.120	26.200	27.680
(内1株当たり中間配当額)		(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
1株当たり当期純利益	円	82.93	57.27	39.84	104.91	89.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	57.30	38.88	25.97	62.34	55.68
自己資本比率	%	5.57	5.19	4.78	4.84	4.80
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.84	10.51	10.51	10.44	10.05
自己資本利益率	%	2.47	1.76	1.30	3.42	3.04
株価収益率	倍	7.58	12.01	13.52	5.18	8.04
配当性向	%	48.23	52.38	62.75	23.82	39.19
従業員数						
〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,416 [469]	1,392 [479]	1,344 [458]	1,287 [440]	1,229 [443]
株主総利回り (比較指標：TOPIX (配当込み))	%	93.9 (90.4)	106.4 (128.6)	89.0 (131.1)	93.2 (138.8)	122.6 (196.1)
最高株価	円	975	802	687	635	763
最低株価	円	519	542	478	500	509

- (注) 1. 第119期(令和6年3月)の1株当たり配当額のうち10円は公的資金完済にあわせた記念配当であります。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
4. 最高株価及び最低株価は第118期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

大正6年6月	群馬貯蓄無尽株式会社を創立（設立日 6月11日 資本金 10万円 本店 館林市）
大正7年4月	群馬無尽株式会社に商号変更し、本店を前橋市に移転
昭和17年9月	合併により群馬大生無尽株式会社を設立（設立日 9月30日 資本金60万円 本店 前橋市） 群馬無尽株式会社
	上毛無尽株式会社（昭和2年6月設立 資本金25万円 本店 高崎市）
	関東無尽株式会社（昭和4年12月設立 資本金10万円 本店 桐生市）の3社合併
昭和26年9月	小川無尽株式会社（埼玉県）と合併
昭和26年10月	相互銀行法の施行に伴い相互銀行業の免許を受け株式会社大生相互銀行に商号変更
昭和47年12月	第一次オンライン稼働
昭和48年4月	深川信用組合（東京都）と合併
昭和49年2月	外国為替業務取扱開始
昭和52年4月	赤羽信用組合（東京都）と合併
昭和55年11月	第二次総合オンラインシステム稼働
昭和61年4月	外為コルレス業務取扱開始
昭和61年6月	債券ディーリング業務開始
平成元年2月	金融機関の合併及び転換に関する法律に基づき、銀行法による普通銀行に転換し、株式会社東和銀行に商号変更（2月1日）
平成元年6月	担保附社債信託法に基づく担保附社債の受託業務開始
平成2年2月	東京証券取引所へ上場（市場第二部）
平成3年9月	東京証券取引所市場第一部指定
平成5年11月	信託代理店業務開始
平成7年1月	第三次総合オンラインシステム稼働
平成10年12月	証券投資信託窓口販売業務開始
平成11年9月	新株式の有償第三者割当実施
平成13年1月	自営オンラインシステム稼働
平成13年4月	損害保険窓口販売業務開始
平成13年11月	新株式の有償第三者割当実施
平成14年10月	生命保険窓口販売業務開始
平成19年8月	新株式（第一種優先株式）の有償第三者割当実施
平成21年3月	新株式の有償第三者割当実施
平成21年12月	資本金20,000百万円を減少し剰余金へ振り替え
平成21年12月	新株式（第二種優先株式）の有償第三者割当実施
平成30年5月	第二種優先株式200億円の取得及び消却
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
令和6年5月	第二種優先株式150億円の取得及び消却

3【事業の内容】

当行グループは、当行及び連結子会社2社で構成され、銀行業を中心にリース業等の金融サービスに係る事業を営んでおります。

当行グループの事業に関わる位置づけは次のとおりであります。

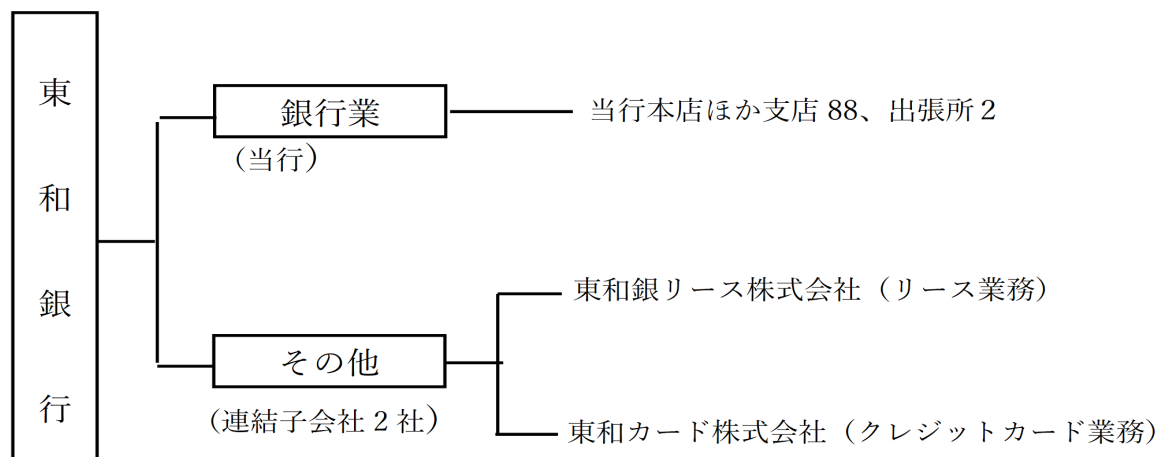
〔銀行業〕

当行の本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域社会へ総合金融サービスを提供しております。

〔その他〕

連結子会社の東和銀リース株式会社がリース業務、東和カード株式会社がクレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任 等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
東和カード株式会社	群馬県 前橋市	50	その他	47.05 (0.00) [35.29]	4 (1)	—	預金取引 融資取引 保証取引	—	—
東和銀リース株式会社	群馬県 前橋市	100	その他	73.00 (25.00) [25.00]	5 (1)	—	預金取引 融資取引 リース取引	提出会社より 建物の一部を 賃借	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況に該当する会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

令和6年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数（人）	1,229 [443]	28 [2]	1,257 [445]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員550人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

令和6年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,229 [443]	41.0	17.5	5,959

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員537人並びに取締役を兼務しない執行役員8人を含んでおりません。
2. 当行の従業員は、すべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、東和銀行従業員組合と称し、組合員数は957人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。
6. 「平均年間給与」については、連結子会社外からの出向者は含めておりません。

(3) 当行の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注１）	男性労働者の育児休業取得率（％） （注２）	労働者の男女の賃金の差異（％） （注１）（注３）			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
19.8	78.6	50.1	60.4	62.2	〔男女の賃金差異について〕 正規雇用労働者の賃金差異は、主に令和５年３月まで実施していたコース別人事制度（労働者に占める女性労働者の割合：総合・エリア総合職9.2％、一般職93.1％）を要因として生じています。令和５年４月より、全行員を総合職とする新人事制度を導入しており、性別に拘わらず上位職位を目指し活躍できる制度としているため、男女の賃金差異は徐々に縮小していくものと考えております。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。なお、管理職に占める女性労働者の割合は令和6年3月31日時点の人員で算出しております。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、対象期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日となります。
3. 労働者の男女の賃金差異算出条件は以下の通りであります。
・対象期間：令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
・賃金：本給、各種手当（時間外手当を含む）、通勤費、賞与等を含み、退職金は除く。
・正規雇用労働者：出向者については、当行から社外への出向者を含み、他社から当行への出向者を除く。
・パート・有期労働者：嘱託、パートタイマーを含み、派遣社員を除く。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

（経営方針）

当行グループは、「役に立つ銀行」、「信頼される銀行」、「発展する銀行」を経営理念に掲げ、ビジネスモデルである「TOWAお客様応援活動」の実践により、お客さまが資金繰りの心配なく事業に専念できる環境づくりを行う「真の資金繰り支援」及び、お客さまの本業支援、経営改善・事業再生支援および資産形成支援に全行的・継続的に取り組み、地域経済を活性化させることで、当行の収益力の向上を図ってまいります。

また、業務の運営にあたっては、公共的使命、社会的責任を自覚するとともに確固たる倫理観を持って行動し、各種法令等の遵守について最大の注意を払うとともに、経営管理態勢及び法令等遵守態勢の充実・強化に、総力を挙げ取り組んで行く所存です。

（経営環境）

令和5年度のわが国経済は、海外経済の回復ペースが鈍化した影響から、企業の生産や輸出が横ばい圏内での動きに留まるなど、一部に弱めの動きもみられましたが、緩やかな回復が続いておりました。また、新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことで人流が回復したことや、価格転嫁が進んだことによる企業収益の改善を背景に、日経平均株価は上昇しているほか、高い水準の賃金引上げが行われるなど賃金と物価の好循環がみられております。

金融を取り巻く環境は、緩和的な状況が続いておりますが、令和6年3月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和及びマイナス金利政策が解除となり、日本の金融政策は正常化に向けて大きく転換しております。

また、地域企業を取り巻く環境を見ると、労働人口減少による人手不足や脱炭素への対応、資源・エネルギー価格の高騰のほか、コロナ禍で過大となった債務など様々な課題が山積しており、地域金融機関に対してはそうした地域企業を支えるための取組みが求められております。

（優先的に対処すべき課題）

令和4年5月に当行取引先による融資金の流用事案が発覚し、その後、令和5年10月に取引先2名が逮捕される事態に至りました。当行は発覚当初から警察に相談のうえ、解決に向け全面的に捜査に協力を行ってまいりました。当行が本事案に関与した事実はありませんが、資金流用に至るまでの過程で、一部の営業店において融資管理体制が十分でなかった点がありました。信用を第一とする金融機関といたしまして、このような事態を招いたことを厳粛に受け止め、経営陣を筆頭に役職員一丸となって、コンプライアンス意識の向上、営業店・本部が一体となった管理体制の再構築および内部牽制機能を強化し、お客さまの信頼回復に努めております。

また、令和5年8月に川越労働基準監督署において、平成29年に当行の行員が亡くなられたことについて、労働災害であると認定されました。当行はこの事実を極めて重く受け止めております。

当行においては、「ハラスメントを許さない組織風土の醸成」「風通しの良い職場環境づくり」「若手行員に対するフォロー体制の構築」を掲げ、職場環境における課題や事実を常に把握し、行員一人ひとりが安心して働ける風通しの良い職場風土を築けるよう、全行をあげて再発防止に向け徹底的に取り組んでおります。ただし、この取り組みに終わりはないと思っており、常に、職場環境における課題や事実を把握しつつ、取り組みを見直しながら、一人ひとりの行動につなげていくよう、努力を続けてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(気候変動への対応とTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への取組状況)

近年、世界的な異常気象や、大規模な自然災害による被害が甚大化しており、気候変動に関する対応は、重要な課題となっております。

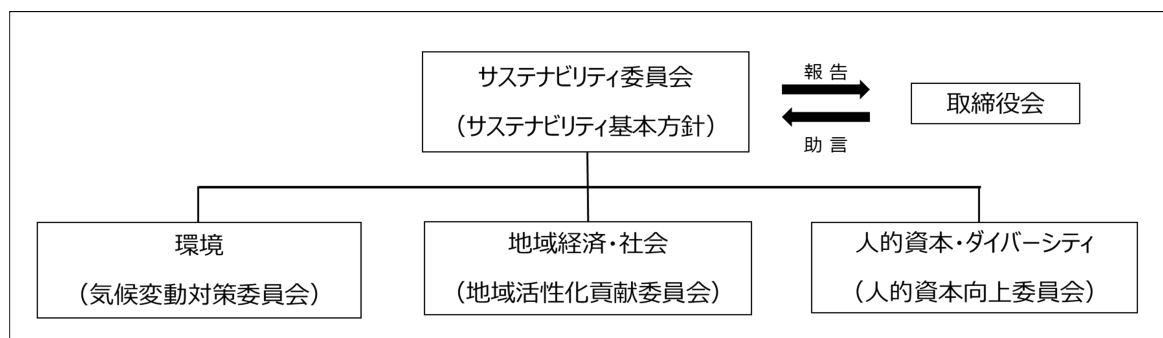
この気候変動への対応は、事業環境や経営そのものに大きな影響を及ぼす要素になりつつあり、当行は気候変動や環境問題への対応強化に向けた取組みとして、令和3年10月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明しております。

(1) ガバナンス

当行は、TCFD提言に沿った開示を進めるとともに、気候変動に関する対応や重要事項を、サステナビリティ委員会で協議を行い、その内容を取締役会へ報告する体制を整備しております。

サステナビリティ委員会は、委員長を頭取、副委員長を総合企画部担当役員、委員を常務会出席役員で構成されております。

サステナビリティ委員会の下部組織として、気候変動を含む環境分野を「気候変動対策委員会」、地域産業の振興など地域経済・社会分野を「地域活性化貢献委員会」、人材力の強化など人的資本・ダイバーシティ分野を「人的資本向上委員会」で討議を行った上、サステナビリティ委員会を原則半期毎、その他必要に応じて随時開催し、課題の協議、施策の企画立案などサステナビリティに関する事項について議論を深めております。



(2) 戦略

当行は、「東和銀行SDGs宣言」および「サステナビリティ基本方針」に基づき、お客さまの企業価値の向上や地域経済の活性化、当行の収益力の向上を図る「共通価値の創造」に取り組んでおります。

今後とも、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動への対応を含む環境保全を重要な経営課題として位置付けており、機会及びリスクの両面から取組みを進めてまいります。

① 炭素関連資産

当行の与信残高に占める炭素関連資産のうち電力・エネルギーセクター向けエクスポージャー(※水道事業再生可能エネルギー発電事業を除く)の割合は、令和6年3月末時点で0.32%となっております。

② 機会とリスク

区分	想定される影響	時間軸
機会	再生可能エネルギー事業等のグリーンファイナンスや脱炭素・低炭素化への移行を促進するトランジションファイナンスなどに取組み、地域やお客さまをサポートしてまいります。	短期～長期 (5～30年)
物理的リスク	気候変動による自然災害等の発生により、資産や事業活動に影響を受けるお取引先に対する信用リスクの増大や、当行営業店舗等の被災によるオペレーショナルリスクの発生を想定しております。	中期～長期 (10～30年)
移行リスク	気候関連の規制強化や脱炭素に向けた技術革新の進展等により、事業活動に影響を受けるお取引先に対する信用リスクの増大等を想定しております。	短期～長期 (5～30年)

③ シナリオ分析

当行への気候変動に伴う影響を把握するため、代表的な気候変動シナリオに基づき、2050年までのシナリオ分析を実施しました。なお、分析結果は一定の前提による試算であることから、引き続きシナリオ分析等の向上及び精緻化に取り組んでまいります。

リスク事象	担保不動産毀損額	営業停止による財務影響
シナリオ	I P C C（気候変動に関する政府間パネル） R C P 2.6シナリオ（2℃シナリオ）、R C P 8.5シナリオ（4℃シナリオ）	
分析対象	不動産担保徴求先 （住宅ローン等を除く事業性貸出先の建物）	群馬県、埼玉県を中心とした当行営業地域
分析内容	水災に伴う不動産（建物）担保の損壊による 与信関係費用の増加に関する分析	水災に伴う生産及び営業関連施設等の損壊や事業停止による与信関係費用の増加に関する分析
分析期間	2050年までに100年に1度規模の洪水発生による累積損害期待額を算出	
リスク指標	担保毀損による与信コスト	売上減少に伴う債務者区分の悪化による 与信コスト
分析結果	最大で16億円の増加	最大で14億円の増加

（注）1．国土交通省ハザードマップ「治水経済調査マニュアル」に基づき、対象物件の浸水深を計測し、浸水深に応じた被害額を算出。

（注）2．I P C Cとは、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、国連環境計画（U N E P）と世界気象機関（W M O）により設立された組織。

（注）3．R C Pとは、代表濃度経路シナリオのことで概要は以下の通り。

シナリオ名	シナリオ概要
R C P 2.6	将来の気温上昇を2℃以下に抑えるという目標のもとに開発された排出量の最も低いシナリオ
R C P 8.5	2100年におけるG H G（温室効果ガス）排出量の最大排出量に相当するシナリオ

（3）リスク管理

気候変動に関連するリスクを当行の事業・財務に影響を及ぼす重要なリスクとして認識し、当行における「リスク管理の基本方針」に基づいて管理する体制の構築に努めてまいります。

気候変動対策および持続可能な社会実現の観点から、環境や社会に対して影響を与える可能性のある投融資について、「サステナビリティに配慮した投融資の基本方針」を策定しております。

（4）指標及び目標（当行単体）

当行は、温室効果ガス削減への取組み強化のため、「T O W A脱炭素コンソーシアム」による地産地消のグリーンエネルギー等を活用し、C O₂排出量の削減目標として令和12年度までにC O₂排出量ネットゼロを目指してまいります。

① C O₂排出量の削減目標と実績

指標	目標（令和13年3月末）	実績（令和5年3月末）
C O ₂ 排出量削減（平成25年度比較）	ネットゼロ	35.9%削減

※省エネ法の定期報告書に準拠して集計したS c o p e 1（直接的排出）、S c o p e 2（間接的排出）基準
平成25年実績（基準年）：6,074（t-C O₂） ⇒ 令和5年3月末：3,893（t-C O₂）

② 気候変動を含むサステナビリティに関連した投融資目標

指標	目標（令和13年3月末）	実績（令和6年3月末）
投融資実行額累計	2,000億円	783億円

(人的資本における「人財育成方針」及び「環境整備方針」の取組状況)

(1) 戦略

① 人財育成方針

人財づくり基本方針

当行では、全役職員がお客さまの課題・ニーズを的確に捉え、「本業支援」、「経営改善支援」、「事業再生支援」、「資産形成支援」を通じて、最適なソリューションを提供するとともに地域経済の発展に貢献していく銀行を目指すため、価値創造の源泉となる人財の育成に注力し、人が活きる企業風土づくりに努めていきます。

・人財力の強化

お客さまの課題やニーズが高度化・多様化するなか、お客さまの期待に応えることができるコンサルティング能力を持ち合わせた人財を育成し、ビジネスモデルである「TOWAお客様応援活動」の持続可能性を高めるため、高度資格の取得奨励や専門領域の知識を深めるEラーニング、営業店行員を一定期間本部に派遣するトレーニー制度、外部専門機関への派遣・出向等により、人財力を高める取組みを行ってまいります。

・キャリアサポート

当行は、従来の組織主導のOJTや人財育成プログラムによる係別実務研修や階層別研修を基本としつつ、自主的に参加する土曜勉強会や自己啓発の促進、webコンテンツ型セミナー等による自立的な学習を促進し、従来型の研修に、個人主導のキャリア形成を組み合わせ、自ら考え行動する自立型人財の育成を図ってまいります。

人事制度改定

令和5年4月、東和銀行では12年ぶりに人事制度を改定しました。この改定により、これまでの一般職を廃止し、全行員が総合職へ転換しています。内勤業務が中心であった従来の一般職の行員が、スキルアップを図れるよう融資業務や預り資産業務、法人顧客取引等のスキルアップ研修を用意し、一般職であった行員が順次受講いたします。総合職として自身のキャリア形成を見つめなおし、自己実現やスキル向上を図り、より付加価値のある業務へのチャレンジを促してまいります。

② 環境整備方針

環境整備に関する基本方針

従業員一人ひとりがその能力を最大限に発揮するためには、多様な考え方を認め、従業員が安心して働き続けることができる職場づくりに取り組む必要があります。当行では「女性の活躍促進」、「多様な働き方の推進・働きがいの向上」を柱とし、従業員がいきいきと働きがいをもって活躍できる職場環境の整備に取り組んでまいります。

女性の活躍促進

・推進関連業務を担う女性行員が妊娠した場合の対応

当行ではチャレンジ意欲のある女性を渉外関連部門に積極的に登用するとともに、審査や企画部門等の本部基幹業務に配置しています。令和4年4月には、渉外関連業務に従事する女性行員が妊娠した場合に、慣れ親しんだ渉外課に所属しながら、体への負担の少ない業務へ変更できる制度を導入しました。

・女性管理職比率

平成25年度13.0%（70人）であった女性管理職比率は令和5年度には19.8%（102人）となっており、この10年間で、女性の活躍は大きく進展しています。人事制度の改定により、全行員が総合職となり、女性行員が今まで以上に上位職位へのチャレンジや活躍領域の拡大に取り組めるようになったことから、積極的に女性のキャリア形成に取り組んでまいります。

多様な働き方の推進・働きがいの向上

・男性の育児休業取得率

当行は、従来より行員の子どもの誕生に合わせて、所属長や本人への育児休業制度の周知・制度の利用促進や休業予定日の確認を行ってきました。こうした取組みにより、令和5年度の男性の育児休業取得率は78.6%となりました。引き続き育児休業の取得促進に努めてまいります。

- ・ワークライフバランスの実現

仕事と子育ての両立支援として、育児休業（休業開始から最大7日は有給休暇）等の制度を利用しやすい環境づくりや子育て交流会を実施しています。また、有給休暇の取得率向上や効率的な業務運営による残業時間の短縮等を図り、令和4年度群馬県いきいきGカンパニー優良事業所として優秀賞（働き方改革推進部門）を受賞しています。今後もワークライフバランスの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

- ・エリアオプション選択制

キャリアアップを目指しながら、転居を伴う人事異動がないエリアオプションの選択により、家庭の事情や個々の職業観に基づく働き方が可能であり、多様な人材が活躍できるような環境を整えています。

- ・健康経営

従業員の健康の保持増進を重要課題と捉え当行では「健康経営宣言」を策定しています。メンタルヘルス対策については、相談体制や復職支援の対応を定めた「心の健康づくり計画書」を策定し、心身ともに健康増進に取り組み、Well-beingの実現を目指しています。

（2）指標及び目標（当行単体）

女性活躍に関する指標（実績及び目標）

指標（注）	令和9年3月期目標	令和6年3月期実績
女性管理職比率	22.0%	19.8%
男女の賃金差異（正規雇用労働者）	63.0%	60.4%
女性の平均勤続年数	13.6年	13.3年

職場環境に関する指標（実績及び目標）

指標（注）	令和9年3月期目標	令和6年3月期実績
有給休暇取得率	78.0%	76.8%
男性育児休業取得率	100.0%	78.6%

（注）指標（目標・実績）は、当行グループにおいて主要な事業を営む銀行単体の計数としております。

3【事業等のリスク】

(1) リスク管理の基本方針

当行では、お客様や株主の皆さまにとって価値が高く信頼できる銀行を目指すため、リスクの状況の把握とコントロールによる、経営の健全性と収益の確保・向上が重要な課題と考えております。

そのためリスク管理の基本方針は、リスク管理に関する意思決定及び指揮・監督を行う取締役会、執行役員会、常務会、各種リスクを管理するリスク所管部、リスク主管部、リスク管理統括部署等の組織及び役割を明確に定め、行内に周知させることで、強固なリスク管理体制を確立することを目的としております。

(2) リスク管理の徹底

当行では、お客様の信頼の確保に向け、各種リスク管理を徹底するとともに、業務の健全性と適切性の確保に積極的に取り組み、リスクの抑制を図るとともに、万が一リスクが顕在化した場合は、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

当行グループの事業等のリスクに関して、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。そのなかで、特に①信用リスク、②市場リスク（ア．金利リスク、イ．価格変動リスク）については、統計的手法であるVaRを用いて、ある確率（信頼区間99%）のもと一定期間に被る可能性のある最大損失額を見積もり・把握しております。これらのリスクは、顕在化した場合、業績に影響を及ぼす可能性があるため、資本配賦により、リスク量が自己資本の範囲に収まるよう業務運営を行い、経営体力に見合ったリスク制御による健全性の確保と、リスク調整後収益に基づいた経営管理による収益性や効率性の向上を目指す態勢としております。

また、当行の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、リスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当行の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行ってまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行が判断したものです。

① 信用リスク

ア．不良債権の状況

当行の令和6年3月末現在の金融再生法ベースの開示債権（リスク管理債権）額の合計額は397億円で総与信残高に占める割合は2.50%です。今後の景気、金融政策、地域経済の動向、不動産価格等の変動、当行の貸出先の業況の変動等によっては、予想以上に不良債権が増加し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

イ．貸倒引当金の状況

当行は、貸倒れによる損失の発生状況や貸出先の状況、不動産・有価証券等担保の価値などに基づき算出した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。しかしながら、予想損失額を見積もった前提と実際の貸倒れの発生は、貸出先の状況、担保価値の下落、経済状態全般の悪化、又はその他の予期せぬ理由により大幅に乖離する可能性があります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるとともに、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、当行の自己資本が減少する可能性があります。

ウ．貸出先への対応

貸出先に債務不履行等が生じた場合であっても、貸出先の再生計画及び回収の効率・実効性その他の観点から、債権回収の実施や当行の債権者としての法的な権利の行使をしない場合があります。また、これらの貸出先への支援のために債権放棄や金融支援等を実施することもありえます。そうした対応、支援にもかかわらず企業再生が奏功しない場合、不良債権や与信関連費用の増加に繋がり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

エ．権利行使の困難性

担保不動産価格の下落又は不動産の流動性欠如等の事情により、担保権を設定した不動産等を換金し、又は貸出先の保有する資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。この場合、信用リスクが増加するとともに不良債権処理が進まない可能性があります。

② 市場リスク

ア．金利リスク

貸出取引や有価証券投資等の資金運用と、預金等による資金調達には、金額・期間等のミスマッチが存在しております。当行は、金利・市場予測のもと、こうした運用・調達のミスマッチを分析、管理しておりますが、今後さらに、金融政策の変更等により金利変動等が生じた場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

イ．価格変動リスク

当行は、資産運用として、国債・地方債等の債券及び上場株式等の有価証券を保有しております。今後、景気低迷等の要因で大幅にこれらの有価証券の価格が下落した場合、減損又は評価損が発生し、当行の業績

及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ウ. 為替リスク

当行の業務は為替レートの影響を受けます。円高が進行した場合には、外貨建て取引の円換算額が目減りすることになります。さらに、当行の資産及び負債の一部は外貨建てで表示されており、外貨建ての資産と負債の額が通貨毎に同額で相殺されない場合、又は適切にヘッジされていない場合には、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 流動性リスク

当行は、安定的に資金繰りを行うために資金の運用・調達を管理しておりますが、内外の経済情勢や市場環境が大きく変化した場合、当行の資金繰りに影響を及ぼし、通常より著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされる可能性があります、その場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ オペレーショナル・リスク

ア. システムリスク

当行は、銀行業務の運営において、基幹系システムをはじめ様々なコンピュータシステムやネットワークを利用しております。当行が利用しているコンピュータシステム及びネットワークにおいては、障害発生防止に万全を期しておりますが、災害や停電等によるものを含め、システムの停止又は誤作動等によるシステム障害が発生した場合には、当行の業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

イ. 事務リスク

当行は、様々な新商品・新サービスを展開しており、そうした展開を実施していく上で、事務レベルの向上は欠かせないものと位置づけ、事務管理体制の強化に取り組んでおりますが、役職員が故意又は過失によって事務ミスを起こしたことにより、事務事故が発生し、損失が発生した場合、当行の業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 法務リスク

当行は現時点における会社法、銀行法、金融商品取引法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等に基づいて業務を行っております。当行は、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス態勢及び内部管理態勢の強化を経営上の重要課題のひとつとして位置づけ、役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ レピュテーションリスク

地域、お取引先、投資家、報道機関、インターネットなどで、事実と異なる風説や風評により評判が悪化した場合、また、不適切な業務運営等が明るみに出ることにより当行に対する信頼が低下し業務運営に支障をきたした場合、社会的信用の失墜などによって当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 自己資本比率に係わるリスク

当行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4%以上に維持する必要がある、この水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。当行の令和6年3月末現在の単体自己資本比率は10.05%、連結自己資本比率は10.06%ですが、以下のような要因が発生した場合、当行の自己資本比率が低下する可能性があります。なお、当行は令和6年5月14日に公的資金に係る第二種優先株式を自己株式として取得し、すべて消却しております。この消却により、単体自己資本比率は1.32%程度、連結自己資本比率についても1.31%程度の低下となる見込みです。

ア. 不良債権の増加に伴う与信関係費用の増加

イ. 自己資本比率の基準及び算定方法の変更

ウ. その他の不利益な展開

⑧ 繰延税金資産に係わるリスク

我が国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果として繰延税金資産を貸借対照表に計上することが認められております。当行の将来の課税所得の予測に基づいて繰延税金資産の全部又は一部の回収ができないと判断された場合は、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 格付低下のリスク

当行では、外部格付機関による格付を取得しております。格付機関により当行の格付が引き下げられた場合、当行は、市場取引において、不利な条件での取引を余儀なくされたり、一定の取引を行うことができなくなった

りするおそれがあることに加え、当行の社会的信用が低下することに繋がり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 財務報告に係る虚偽記載リスク

当行は、我が国の各種法令規制、会計基準等に従い、正確な財務報告を行うよう徹底しておりますが、当行の役職員が故意又は過失により、財務報告において虚偽記載を行った場合には、当行に対する訴訟等が提起されたり、行政処分が下されたりすることに加え、当行の社会的信用力が低下することに繋がり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 地域経済情勢に係わるリスク

当行は、群馬県及び埼玉県を中心に店舗網を構築しております。当行の業績及び財務状況は、地元地域の景気動向により影響を受ける可能性があります。

⑫ 感染症の流行に伴うリスク

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症になりましたが、当行営業区域のお客さまの中には、過剰債務や売上の回復の遅れ等により、事業活動に影響が及ぶお客さまも多く存在することが想定され、このことにより、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。そのため当行では、「真の資金繰り支援」に取り組み、お客さまの企業価値の向上を目指しております。この真の資金繰り支援では、お客さまが資金繰りを気にせず事業に専念できる環境づくりのため、お客さまと協働で年間資金繰り表を作成し、キャッシュ・フローの見える化と年間ベースでの資金繰り支援を行い、更にその中で抽出された課題やニーズを解決するための本業支援を併せて行う伴走型支援に取り組んでおります。

しかしながら、合理的な算定が困難であるものの、今後、一定程度の信用コスト発生の可能性があります。

⑬ 規制変更のリスク

当行は現時点の規制に従って、また、規制上のリスクを伴って業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の施策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 競争に伴うリスク

日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い競争が激化してきております。その結果、他金融機関等との競争により想定した収益があげられず、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 会計制度変更に伴うリスク

将来の会計制度の変更内容によってはコストの増加につながり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

(業務運営)

当行は、令和3年4月からスタートした経営強化計画「プランフェニックスⅥ」に基づき、お客さまが資金繰りを心配せず事業に専念できる環境づくりを行う「真の資金繰り支援」及び、「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」を実践してまいりました。お客さまの企業価値並びに収益力の向上と、当行の収益力の向上とを図る「共通価値の創造」をビジネスモデルとして、お客さまと当行の双方で持続可能性のある発展を目指してまいりました。

本事業年度は、コロナ禍でスタートした施策「真の資金繰り支援」について、新型コロナウイルス感染症が5類に分類され、経済活動が徐々に回復する中で、新たな成長分野への投資を進める事業者がいる一方、物価高騰やコロナ禍で過大となった債務などに苦しむ事業者もいることを踏まえ、これまでのコロナ禍における資金繰り支援から、お客さまの置かれた状況に応じた最適な支援に軸足を移して取り組んでまいりました。

さらに、「TOWAお客様応援活動」では、お客さま同士を繋ぐ行内ビジネスマッチングや各種補助金申請のサポートのほか、地元大学との共同研究開発支援などを行う本業支援に加え、事業計画の策定支援や、外部機関との連携により事業の改善を図る経営改善・事業再生支援のほか、長期的な家計資産の増大を図る資産形成支援を展開し、お客さまの発展や地域経済の活性化に向けた取組みを進めてまいりました。

このほか、お客さまの事業におけるSDGs達成に向けた支援である「東和SDGs取組支援サービス」や、循環型社会の実現に向けた「TOWA脱炭素コンソーシアム」の活動などに加え、令和12年度までに当行のCO₂排出量ネットゼロを目指すなどの当行自身のSDGs達成に向けた取組みも進めてまいりました。加えて、東和銀行アプリの新機能搭載によるお客さまの利便性向上や、ランチ・イン・ランチなどによる店舗チャネルの見直し等、ローコスト・オペレーションの確立に向けた諸施策にも取り組んでまいりました。

(財政状態)

当連結会計年度末の総資産は、現金預け金や貸出金が増加したことなどから、前年度末比152億円増加の2兆4,056億円となりました。負債は、預金や借入金が増加したことなどから、前年度末比143億円増加の2兆2,870億円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益35億円を計上したことなどから、前年度末比9億円増加の1,186億円となりました。

① 貸出金

貸出金は、前年度末比146億円増加の1兆5,769億円となりました。

② 有価証券

有価証券は、前年度末比113億円減少の5,573億円となりました。

③ 預金

預金は、前年度末比83億円増加の2兆1,527億円となりました。

(経営成績)

当連結会計年度の主な項目の実績は、以下のとおりです。

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金の減少などにより資金運用収益が減少したものの、役務取引等収益や国債等債券売却益の増加などにより、前年度比6億25百万円増加の341億38百万円となりました。

経常費用は、預金利息などの資金調達費用の減少や信用コストなどのその他経常費用が減少したものの、役務取引等費用や国債等債券売却損、営業経費などが増加したことから、前年度比2億76百万円増加の298億3百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の経常利益は43億35百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は35億30百万円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー)

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより9億41百万円となり、前年度比2,103億29百万円増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入などにより74億25百万円となり、前年度比149億62百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、△11億20百万円となり、前年度比1百万円減少しました。

これらの結果、当連結会計年度末の「現金及び現金同等物」の期末残高は、前年度末比72億46百万円増加の1,948億円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(参考)

①国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支の合計（相殺消去後）は、前年度比6億11百万円減少し、215億41百万円となりました。部門別では、国内業務部門が211億87百万円、国際業務部門が3億53百万円となりました。

役務取引等収支の合計（相殺消去後）は、前年度比1億71百万円増加し、30億34百万円となりました。部門別では、国内業務部門が29億97百万円、国際業務部門が38百万円となりました。

その他業務収支の合計（相殺消去後）は、前年度比3億24百万円増加し、1億90百万円となりました。部門別では、国内業務部門が2億31百万円、国際業務部門が△40百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	21,654	496	△1	22,152
	当連結会計年度	21,187	353	△0	21,541
うち資金運用収益	前連結会計年度	21,808	515	15	22,308
	当連結会計年度	21,324	375	16	21,683
うち資金調達費用	前連結会計年度	153	19	16	156
	当連結会計年度	137	21	16	142
役務取引等収支	前連結会計年度	2,826	38	1	2,863
	当連結会計年度	2,997	38	1	3,034
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,223	55	50	6,227
	当連結会計年度	6,485	55	46	6,494
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,396	16	49	3,364
	当連結会計年度	3,487	16	44	3,460
その他業務収支	前連結会計年度	△197	63	—	△133
	当連結会計年度	231	△40	—	190
うちその他業務収益	前連結会計年度	103	69	—	173
	当連結会計年度	630	45	—	676
うちその他業務費用	前連結会計年度	301	5	—	306
	当連結会計年度	399	86	—	486

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を控除し表示しております。

4. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（前連結会計年度3百万円、当連結会計年度1百万円）が含まれております。

(参考)

②国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高（相殺消去後）は、前年度比584億94百万円減少し、2兆1,979億73百万円となりました。部門別では、国内業務部門が2兆1,933億89百万円、国際業務部門が258億95百万円となりました。

資金調達勘定平均残高（相殺消去後）は、前年度比1,566億円減少し、2兆2,742億63百万円となりました。部門別では、国内業務部門が2兆2,696億91百万円、国際業務部門が259億9百万円となりました。

ア．国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(34,404) 2,250,023	(3) 21,808	0.96
	当連結会計年度	(20,252) 2,193,389	(1) 21,324	0.97
うち貸出金	前連結会計年度	1,529,805	18,535	1.21
	当連結会計年度	1,558,999	18,495	1.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	0	0.56
	当連結会計年度	0	0	0.23
うち有価証券	前連結会計年度	558,668	3,132	0.56
	当連結会計年度	544,578	2,757	0.50
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	54	0	0.00
	当連結会計年度	13	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	127,088	136	0.10
	当連結会計年度	69,545	69	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	2,424,445	153	0.00
	当連結会計年度	2,269,691	137	0.00
うち預金	前連結会計年度	2,168,880	107	0.00
	当連結会計年度	2,162,271	85	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	7,073	△0	△0.01
	当連結会計年度	751	△0	△0.03
うち借入金	前連結会計年度	252,728	46	0.01
	当連結会計年度	110,634	51	0.04

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 国内業務部門は国内店の円建取引であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度222,169百万円、当連結会計年度118,352百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度4,278百万円、当連結会計年度3,998百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

4. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

イ．国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	41,726	515	1.23
	当連結会計年度	25,895	375	1.44
うち貸出金	前連結会計年度	1,704	51	3.01
	当連結会計年度	358	23	6.66
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	38,773	436	1.12
	当連結会計年度	24,487	322	1.31
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	590	23	4.03
	当連結会計年度	424	21	5.17
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(34,404) 41,721	(3) 19	0.04
	当連結会計年度	(20,252) 25,909	(1) 21	0.08
うち預金	前連結会計年度	7,233	15	0.21
	当連結会計年度	5,524	20	0.36
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

（注） 1． 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2． 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度 0 百万円、当連結会計年度 0 百万円）を控除して表示しております。

3． （ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4． 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は日次カレント方式（毎日の T T 仲値を適用する方式）により算出しております。

ウ. 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （%）
		小計	相殺消去額 （△）	合計	小計	相殺消去額 （△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,291,750	35,282	2,256,467	22,323	15	22,308	0.98
	当連結会計年度	2,219,284	21,310	2,197,973	21,699	16	21,683	0.98
うち貸出金	前連結会計年度	1,531,510	780	1,530,730	18,587	11	18,575	1.21
	当連結会計年度	1,559,357	960	1,558,396	18,519	14	18,505	1.18
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	—	0	0	—	0	0.56
	当連結会計年度	0	—	0	0	—	0	0.23
うち有価証券	前連結会計年度	597,441	89	597,352	3,568	—	3,568	0.59
	当連結会計年度	569,065	89	568,975	3,080	0	3,079	0.54
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	644	—	644	23	—	23	3.69
	当連結会計年度	438	—	438	21	—	21	5.00
うち預け金	前連結会計年度	127,088	8	127,080	136	0	136	0.10
	当連結会計年度	69,545	8	69,537	69	0	69	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	2,466,167	35,303	2,430,863	173	16	156	0.00
	当連結会計年度	2,295,600	21,337	2,274,263	159	16	142	0.00
うち預金	前連結会計年度	2,176,114	118	2,175,995	122	0	122	0.00
	当連結会計年度	2,167,795	124	2,167,671	105	0	105	0.00
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	7,073	—	7,073	△0	—	△0	△0.01
	当連結会計年度	751	—	751	△0	—	△0	△0.03
うち借入金	前連結会計年度	252,728	780	251,947	46	11	34	0.01
	当連結会計年度	110,634	960	109,674	51	14	37	0.03

- （注） 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度222,169百万円、当連結会計年度118,353百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度4,278百万円、当連結会計年度3,998百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高（前連結会計年度34,404百万円、当連結会計年度20,252百万円）及び利息（前連結会計年度3百万円、当連結会計年度1百万円）が含まれております。

(参考)

③国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益の合計（相殺消去後）は、前年度比2億67百万円増加し、64億94百万円となりました。部門別では、国内業務部門が64億85百万円、国際業務部門が55百万円となりました。

役務取引等費用の合計（相殺消去後）は、前年度比95百万円増加し、34億60百万円となりました。部門別では、国内業務部門が34億87百万円、国際業務部門が16百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,223	55	50	6,227
	当連結会計年度	6,485	55	46	6,494
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	2,947	—	4	2,942
	当連結会計年度	3,261	—	3	3,257
うち為替業務	前連結会計年度	1,189	55	4	1,239
	当連結会計年度	1,161	55	3	1,213
うち証券関連業務	前連結会計年度	797	—	—	797
	当連結会計年度	863	—	—	863
うち代理業務	前連結会計年度	584	—	—	584
	当連結会計年度	472	—	—	472
うち貸金庫・保護預り業務	前連結会計年度	31	—	—	31
	当連結会計年度	30	—	—	30
うち保証業務	前連結会計年度	56	—	42	13
	当連結会計年度	57	—	38	19
役務取引等費用	前連結会計年度	3,396	16	49	3,364
	当連結会計年度	3,487	16	44	3,460
うち為替業務	前連結会計年度	112	16	4	124
	当連結会計年度	106	16	3	119

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

(参考)

④国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	2,139,255	6,325	1,168	2,144,412
	当連結会計年度	2,148,305	5,110	617	2,152,798
うち流動性預金	前連結会計年度	1,238,259	—	1,168	1,237,091
	当連結会計年度	1,314,388	—	617	1,313,771
うち定期性預金	前連結会計年度	889,685	—	—	889,685
	当連結会計年度	826,816	—	—	826,816
うちその他	前連結会計年度	11,309	6,325	—	17,635
	当連結会計年度	7,099	5,110	—	12,210
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
総合計	前連結会計年度	2,139,255	6,325	1,168	2,144,412
	当連結会計年度	2,148,305	5,110	617	2,152,798

（注） 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

(参考)

⑤国内・海外別貸出金残高の状況

ア. 業種別貸出状況 (末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	1,562,298	100.00	1,576,961	100.00
製造業	170,264	10.90	169,954	10.78
農業、林業	4,177	0.27	4,734	0.30
漁業	0	0.00	3	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	225	0.01	231	0.02
建設業	91,019	5.83	90,632	5.75
電気・ガス・熱供給・水道業	25,458	1.63	29,599	1.88
情報通信業	15,304	0.98	13,121	0.83
運輸業、郵便業	51,519	3.30	51,731	3.28
卸売業、小売業	120,972	7.74	125,346	7.95
金融業、保険業	25,636	1.64	31,296	1.98
不動産業、物品賃貸業	253,559	16.23	260,112	16.49
各種サービス業	166,783	10.67	161,654	10.25
地方公共団体	266,003	17.03	264,599	16.78
その他	371,372	23.77	373,943	23.71
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
合計	1,562,298	——	1,576,961	——

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

イ. 外国政府等向け債権残高

該当事項はありません。

(参考)

⑥国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高 (末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
国債	前連結会計年度	63,312	—	—	63,312
	当連結会計年度	49,573	—	—	49,573
地方債	前連結会計年度	121,448	—	—	121,448
	当連結会計年度	100,933	—	—	100,933
社債	前連結会計年度	215,094	—	—	215,094
	当連結会計年度	244,443	—	—	244,443
株式	前連結会計年度	11,563	—	89	11,473
	当連結会計年度	14,525	—	89	14,435
その他の証券	前連結会計年度	126,676	30,654	—	157,330
	当連結会計年度	132,205	15,725	—	147,931
合計	前連結会計年度	538,095	30,654	89	568,660
	当連結会計年度	541,681	15,725	89	557,317

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引分は国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券等を含んでおります。

3. 連結会社間の取引は相殺消去し、その金額を相殺消去額として記載しております。

(生産、受注及び販売の実績)

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容)

令和5年度業績見込は、当初、経常利益25億円、親会社株主に帰属する当期純利益20億円とし、令和6年5月に経常利益43億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益35億30百万円といたしました。

経常利益については、資金利益が前連結会計年度比6億11百万円減少したものの、役務取引等利益やその他業務利益が前連結会計年度比4億95百万円増加となり、また、営業経費が物件費の増加などにより前連結会計年度比1億32百万円増加したものの、信用コストが前連結会計年度比5億43百万円減少したことなどから、前連結会計年度比3億48百万円増加の43億35百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、経常利益は3億48百万円増加したものの、特別利益が前連結会計年度比10億38百万円減少したことなどにより、前連結会計年度比5億64百万円減少の35億30百万円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度の主な項目の実績は以下のとおりです。

連結損益の状況（要約）

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
経常収益	33,513	34,138	625
うち資金運用収益	22,308	21,683	△625
うち役務取引等収益	6,227	6,494	267
うちその他業務収益	173	676	503
うちその他経常収益	4,804	5,283	479
経常費用	29,526	29,803	276
うち資金調達費用	156	142	△14
うち役務取引等費用	3,364	3,460	95
うちその他業務費用	306	486	179
うち営業経費	19,603	19,735	132
うちその他経常費用	6,095	5,978	△117
うち貸倒引当金繰入額	253	877	623
うち貸出金償却	2,440	1,099	△1,341
資金利益	22,151	21,540	△611
役務取引等利益	2,863	3,034	171
その他業務利益	△133	190	324
経常利益	3,987	4,335	348
親会社株主に帰属する当期純利益	4,094	3,530	△564

(経営成績に重要な影響を与える要因)

不良債権処理額

不良債権処理額は、個別貸倒引当金繰入額が増加したものの、貸出金償却の減少などにより前連結会計年度比2億41百万円減少し、31億58百万円となりました。

一般貸倒引当金繰入額は、前連結会計年度比3億1百万円減少し、△7億26百万円となりました。

貸倒引当金戻入益の計上はなく、これにより、信用コスト合計は、前連結会計年度比5億43百万円減少し、24億32百万円となりました。

(単位：百万円)

		前連結 会計年度	当連結 会計年度	増減
不良債権処理費用合計	①	3,400	3,158	△241
個別貸倒引当金繰入額		678	1,603	925
貸出金償却		2,440	1,099	△1,341
偶発損失引当金繰入額等		281	456	174
一般貸倒引当金繰入額	②	△424	△726	△301
貸倒引当金戻入益	③	—	—	—
信用コスト合計 (①+②-③)		2,976	2,432	△543

(経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析・検討内容)

当行は、令和3年4月からスタートした新経営強化計画「プランフェニックスⅥ」に基づき、お客様が資金繰りを心配せず事業に専念できる環境づくりを行う「真の資金繰り支援」及び「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」を実践してまいりました。お客様の企業価値向上と、当行の収益力の向上を図る「共通価値の創造」をビジネスモデルとして、お客さまと当行の双方で持続可能性のある発展を目指してまいりました。

平成24年4月より「TOWAお客様応援活動」に取り組んできた結果、事業性貸出先数は平成24年4月から令和6年3月まで3,832先増加し14,973先に達し、中小企業貸出残高は同2,540億円増加の8,309億円となりました。

また、経営強化計画における令和5年度末の経営指標（単体）に対する実績は、以下のとおりとなりました。

項目	目標	実績
単体自己資本比率	10.22%	10.05%
業務粗利益経費率（OHR）（注）1	68.09%	67.90%
コア業務純益	53億77百万円	49億44百万円

(注) 1. 業務粗利益経費率（OHR）＝（経費－機械化関連費用）／業務粗利益×100

なお、当行グループは銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

①キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより9億41百万円となり、前年度比2,103億29百万円増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入などにより74億25百万円となり、前年度比149億62百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、△11億20百万円となり、前年度比1百万円減少しました。

これらの結果、当連結会計年度末の「現金及び現金同等物」の期末残高は、前年度末比72億46百万円増加の1,948億円となりました。

なお、当行グループは銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

②株主資本

当連結会計年度末の株主資本は、親会社株主に帰属する当期純利益35億30百万円を計上したことなどから、前連結会計年度末比24億58百万円増加し、1,285億26百万円となりました。

③資金の流動性

当行では、地域のお客さまからの預金受入をはじめとして、コールマネー、日銀借入、レポ取引等の調達手段により、効率的かつ安定的な資金調達を図り、地域金融機関として地域の法人・個人のお客さまへの貸出を中心に有価証券などへの運用を行っております。

流動性リスク管理としては、流動性リスクを「金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないなど、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）」と定義し、平常時の管理体制、懸念時の管理体制、危機発生時の対応の3つのレベルに区分し管理を行っております。

（重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定）

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	令和6年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	10.06
2. 連結における自己資本の額	1,250
3. リスク・アセットの額	12,425
4. 連結総所要自己資本額	497

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	令和6年3月31日
1. 自己資本比率（2／3）	10.05
2. 単体における自己資本の額	1,240
3. リスク・アセットの額	12,339
4. 単体総所要自己資本額	493

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	令和5年3月31日	令和6年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45	54
危険債権	323	325
要管理債権	22	17
正常債権	15,367	15,528

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、経営の効率化、営業基盤の充実、顧客利便の向上を目指し、設備投資を実施しております。

当連結会計年度中の設備投資額は1,358百万円であります。

なお、各事業セグメント（銀行業、その他）において、重要な設備の異動はありませんでした。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

（令和6年3月31日現在）

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当行	——	本店 他35店	群馬県	銀行業	店舗	50,203.62 (8,194.68)	7,496	1,425	258	1	9,181	589
	——	足利支店 他2店	栃木県	銀行業	店舗	2,824.57 (1,022.30)	107	50	14	—	171	26
	——	浦和支店 他40店	埼玉県	銀行業	店舗	30,764.50 (4,177.51)	6,355	1,201	261	—	7,817	450
	——	東京支店 他7店	東京都	銀行業	店舗	4,512.07 (1,783.91)	814	157	39	—	1,011	82
	——	店舗計				88,304.76 (15,178.40)	14,773	2,834	574	1	18,183	1,147
	——	平和寮 他2ヵ所	群馬県 前橋市他	銀行業	寮・社宅 等	2,644.09 (—)	528	82	0	—	611	—
	——	その他	群馬県 佐波郡 玉村町他	銀行業	事務セン ター他	15,600.76 (—)	576	1,519	539	—	2,635	82
連結 子会社	東和銀リ ース(株)	本社他 1支店	群馬県 前橋市他	その他	事務所・ 事務機械 他	—	—	0	4	56	62	19
	東和カー ド(株)	本社	群馬県 前橋市	その他	事務所・ 事務機械 他	—	—	0	3	—	3	9

（注）1．土地の面積欄の（ ）内は、借地の面積（うち書き）であり、その年間賃借料は建物も含めて412百万円であります。

2．動産は、事務機械782百万円、その他340百万円であります。

3．当行の2出張所、店舗外現金自動設備76ヵ所は上記に含めて記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	130,000,000
第二種優先株式	20,000,000
計	130,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和6年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (令和6年6月28日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	37,180,273	37,180,273	東京証券取引所 (プライム市場)	権利内容に何ら 限定のない当行 における標準と なる株式 単元株式数100 株
第二種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権 付社債券等)	7,500,000	—	—	(注) 1, 2, 3, 4, 5, 6
計	44,680,273	37,180,273	——	——

(注) 1. 令和6年5月14日付で第二種優先株式7,500,000株を取得し、同日そのすべてを消却したため、提出日現在発行済株式はありません。

2. 以下の株式は、当行普通株式の交付と引換えに、当該株式の取得を請求することができます。

なお、当行株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価格が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合は、取得と引換えに交付する普通株式数が増加します。修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

第二種優先株式

修正の基準：30連続取引日の東京証券取引所における毎日の終値の平均値

修正の頻度：1ヶ月に1回

取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限：412円（提出日現在）

3. 第二種優先株式については、当行は、規定の条件に基づき取得することができます。

4. 第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第二種優先配当金

①第二種優先配当金

当行は、定款第40条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株式を有する株主（以下「第二種優先株主」という。）または第二種優先株式の登録株式質権者（以下「第二種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された当行の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された当行の第一種優先株式（以下「第一種優先株式」という。）を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「第二種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）（以下「第二種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当

該基準日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して(2)に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②第二種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係る第二種優先配当年率

第二種優先配当年率＝初年度第二種優先配当金÷第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度第二種優先配当金」とは、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、第二種優先株式の発行決議日を第二種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第二種優先配当年率

第二種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.15%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第二種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第二種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全銀協TIBOR運営機関（ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第二種優先配当年率は8%とする。

③非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)第二種優先中間配当金

当行は、定款第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第二種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3)残余財産の分配

①残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者と同順位にて、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過第二種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過第二種優先配当金相当額

第二種優先株式1株当たりの経過第二種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第二種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第二種優先配当金の額全部（第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

第二種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第二種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第二種優先株主がかかる取得の請求をした第二種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該第二種優先株主に対して交付するものとする。

②取得を請求することができる期間

平成22年12月29日から令和6年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株主が取得の請求をした第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記30連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

下限取得価額は412円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

(i) 第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ア. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当の場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を

除く。)

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当の場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当を受ける権利を与えるため若しくは無償割当のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

イ. 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

ウ. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記(iv)に定義する意味を有する。以下本ウ.、下記エ. およびオ. ならびに下記(iii)エ. において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当の場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当を受ける権利を与えるため若しくは無償割当のための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当の場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

エ. 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本(i)または(ii)と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記ウ. または本エ. による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記ウ. または本エ. による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記ウ. または本エ. による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記ウ. または本エ. による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記ウ. または本エ. による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

オ. 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記ウ. またはエ. による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記(v)に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本オ. による調整は行わない。

カ. 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

キ. 上記ア. ないしカ. にかかわらず、第一種優先株式の交付価額が修正され、またはその一斉取得に際して一斉取得価額が決定される場合については、本⑧による取得価額の調整は行わない。

(ii) 上記(i)ア. ないしキ. に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

(iii) ア. 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

イ. 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

ウ. 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記(i)ア. ないしウ. に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記(i)および(ii)に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記(i)エ. (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記(i)エ. (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記(i)ウ. またはエ. に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

エ. 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記(i)ア. の場合には、当該払込金額（無償割当の場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記(i)イ. およびカ. の場合には0円、上記(i)ウ. ないしオ. の場合には価額（ただし、エ. の場合は修正価額）とする。

(iv) 上記(i)ウ. ないしオ. および上記(iii)エ. において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

(v) 上記(i)オ. において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記(iii)ウ. に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

(vi) 上記(i)ア. ないしウ. において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記(i)ア. ないしウ. の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(vii) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（(7)②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）

は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合（第一種優先株式および第二種優先株式の相互の取得価額調整の結果、完全希薄化後普通株式数が発行可能株式総数を超過することになる場合を含むが、これに限られない。）には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日本証券代行株式会社

⑩取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当行は、令和元年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第二種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、(3)③に定める経過第二種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第二種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第二種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかる第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を、下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当

①分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当

当行は、株式無償割当を行うときは、普通株式および第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当を、同時に同一の割合で行う。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) その他

①上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

②会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

③単元株式数は100株であります。

5. 第二種優先株式の株主と当行との間に、権利の行使に関する事項及び株券の売買に関する取決めはありません。

6. 株式の種類による議決権の差異

第二種優先株式の株主は、当行が残余財産を分配するときには当行普通株主に先立ち残余財産を分配されることから、株主総会において議決権を有しません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

ア. 平成23年6月24日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第2回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：3名 執行役員：8名
新株予約権の数	656個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式6,560株（注）1，3，6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	平成23年8月13日～令和18年8月12日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 872円 資本組入額 436円（注）1，6
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

イ. 平成24年6月26日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第3回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：3名 執行役員：8名
新株予約権の数	878個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式8,780株（注）1，3，6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	平成24年8月4日～令和19年8月3日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 607円 資本組入額 304円（注）1，6
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

ウ. 平成25年6月26日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第4回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	平成25年6月26日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：3名 執行役員：10名
新株予約権の数	1,318個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式13,180株（注）1，3，6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	平成25年8月3日～令和20年8月2日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 867円 資本組入額 434円（注）1，6
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

エ．平成26年6月26日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第5回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	平成26年6月26日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：5名 執行役員：9名
新株予約権の数	1,243個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式12,430株（注）1，3，6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	平成26年8月7日～令和21年8月6日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 935円 資本組入額 468円（注）1，6
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

オ．平成27年6月25日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第6回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：5名 執行役員：9名
新株予約権の数	1,008個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式10,080株（注）1，3，6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	平成27年8月7日～令和22年8月6日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,096円 資本組入額 548円（注）1，6
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

カ．平成28年6月28日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第7回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：4名 執行役員：10名
新株予約権の数	1,941個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式19,410株（注）1，3，6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	平成28年8月13日～令和23年8月12日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 842円 資本組入額 421円（注）1，6
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

キ．平成29年6月27日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第8回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：4名 執行役員：10名
新株予約権の数	1,372個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式13,720株（注）1，3，6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	平成29年8月11日～令和24年8月10日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,168円 資本組入額 584円（注）1，6
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

ク．平成30年6月26日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第9回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	平成30年6月26日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：4名 執行役員：11名
新株予約権の数	1,603個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式16,030株（注）1，3
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	平成30年8月11日～令和25年8月10日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,212円 資本組入額 606円（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

ケ．令和元年6月26日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第10回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	令和元年6月26日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：5名 執行役員：9名
新株予約権の数	3,284個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式32,840株（注）1，3
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	令和元年8月10日～令和26年8月9日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 670円 資本組入額 335円（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

コ. 令和2年6月24日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第11回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	令和2年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：5名 執行役員：8名
新株予約権の数	5,048個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式50,480株（注）1，3
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	令和2年8月14日～令和27年8月13日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 554円 資本組入額 277円（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

サ. 令和3年6月24日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第12回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	令和3年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：4名 執行役員：9名
新株予約権の数	7,417個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式74,170株（注）1，3
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	令和3年8月11日～令和28年8月10日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 403円 資本組入額 202円（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

シ. 令和4年6月29日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第13回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	令和4年6月29日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：4名 執行役員：9名
新株予約権の数	8,003個（注）1，2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式80,030株（注）1，3
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	令和4年8月10日～令和29年8月9日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 458円 資本組入額 229円（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）1，4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1，5

ス. 令和5年6月29日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第14回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	令和5年6月29日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：4名 執行役員：8名
新株予約権の数	9,131個（注）1, 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式91,310株（注）1, 3
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円（注）1
新株予約権の行使期間	令和5年8月11日～令和30年8月10日（注）1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 533円 資本組入額 267円（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）1, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。（注）1
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）1, 5

セ. 令和6年6月27日取締役会において決議された「株式会社東和銀行第15回株式報酬型新株予約権」

決議年月日	令和6年6月27日
付与対象者の区分及び人数	社外取締役を除く取締役：5名 執行役員：7名
新株予約権の数	10,000個（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	当行普通株式100,000株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	令和6年8月10日～令和31年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当事業年度の末日（令和6年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（令和6年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数 10株

3. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式の分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×株式の分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときには、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、当行取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

（2）当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記（注）5に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

（3）新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

- (4) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、当該取締役または執行役員に割当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（1か月未満は1か月とする）を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については、1個未満の端数は切捨てとする。
- (5) 以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は新株予約権を行使できないものとする。
- ①新株予約権者が、法令（会社法第331条第1項第3号または第4号を含むが、これに限られない。）または当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合
 - ②新株予約権者が当行取締役または執行役員を解任された場合
 - ③新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）3に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（注）5（6）①記載の資本金等増加限度額から上記（注）5（6）①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
前記（注）4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由
 - ①再編対象会社は、以下のA. からE. の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）
 - B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
 - C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 平成29年10月1日付で、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額について調整しております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第二種優先株式

	第4四半期会計期間 (令和6年1月1日から 令和6年3月31日まで)	第119期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数 残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成30年5月11日 (注) 1	第二種優先株式 △10,000	普通株式 37,180 第二種優先株式 7,500	—	38,653	—	17,500

(注) 1. 平成30年5月8日開催の取締役会決議により、平成30年5月11日付で第二種優先株式に関して自己株式10,000千株の取得及び消却を実施したものであります。

2. 令和6年5月9日開催の取締役会決議により、令和6年5月14日付で第二種優先株式に関して自己株式7,500千株の取得及び消却を実施いたしました。その結果、令和6年6月28日現在の第二種優先株式の発行済株式はありません。

(5) 【所有者別状況】

①普通株式

令和6年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	22	35	991	97	10	8,609	9,764	――
所有株式数 （単元）	－	102,410	13,727	92,551	39,457	45	122,138	370,328	147,473
所有株式数の 割合（％）	－	27.65	3.70	24.99	10.65	0.01	32.98	100.00	――

(注) 1. 自己株式175,401株は「個人その他」に1,754単元、「単元未満株式の状況」に1株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

②第二種優先株式

令和6年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	――
所有株式数 （単元）	－	75,000	－	－	－	－	－	75,000	－
所有株式数の 割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	――

（6）【大株主の状況】

令和6年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	7,500	16.85
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	4,217	9.47
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,084	6.93
株式会社日本カストディ銀行 （信託口4）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,483	3.33
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	940	2.11
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547番地 OTASクエアビル7階	411	0.92
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	394	0.88
都丸 卓治	群馬県高崎市	390	0.87
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区泉ガーデンタワー19階	371	0.83
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都中央区日本橋三丁目11番1号）	355	0.79
計	——	19,148	43.02

（注）当事業年度末現在における、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、株式会社日本カストディ銀行（信託口）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口4）の信託業務の株式数については、当行として把握しておりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

令和6年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数（個）	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合（％）
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	42,175	11.44
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	30,844	8.36
株式会社日本カストディ銀行 （信託口4）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	14,839	4.02
東和銀行従業員持株会	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	9,404	2.55
関東建設工業株式会社	群馬県太田市飯田町1547番地 OTAスクエアビル7階	4,113	1.11
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194	3,941	1.06
都丸 卓治	群馬県高崎市	3,900	1.05
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区泉ガーデンタワー19階	3,718	1.00
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行東京支 店）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS （東京都中央区日本橋三丁目11番1号）	3,550	0.96
株式会社ヤマト	群馬県前橋市古市町118	3,512	0.95
計	—————	119,996	32.55

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和6年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第二種優先株式 7,500,000	—	「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 175,400	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式（その他）（注）	普通株式 36,857,400	368,574	同上
単元未満株式	普通株式 147,473	—	同上
発行済株式総数	44,680,273	—	—
総株主の議決権	—	368,574	—

（注）上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4百株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

② 【自己株式等】

令和6年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社東和銀行	前橋市本町二丁目12番6号	175,400	—	175,400	0.39
計	—	175,400	—	175,400	0.39

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	1,610	976,486
当期間における取得自己株式	349	232,363

（注）当期間における取得自己株式数には、令和6年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (株式報酬型ストック・オプションの行使)	80,590	64,156,488	—	—
保有自己株式数	175,401	—	175,750	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和6年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

【株式の種類等】会社法第155条第3号による第二種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (令和6年5月9日) での決議状況 (取得期間 令和6年5月14日)	7,500,000	16,288,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	7,500,000	16,288,500,000
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	7,500,000	16,288,500,000
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (株式報酬型ストック・オプションの行使)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3【配当政策】

利益配分につきましては、地域金融機関の公共的使命を念頭に置いて、地域のお客さまの信頼にお応えするために、健全経営と内部留保の充実に努めることを前提に、株主の皆さまに対して安定的な配当の継続を基本とし、加えて自己株式取得を合わせた総還元性向30%以上を目安とした株主還元方針を策定いたしました。なお、配当時期につきましては、中間配当を実施せず期末配当に統合しております。

令和5年度の普通株式に対する配当につきましては、公的資金に係る第二種優先株式の完済にあわせて、記念配当10円を加えた合計35円を1株当たりの年間配当金といたしました。

令和6年度の普通株式に対する配当につきましては、年間配当金を1株当たり30円の予定としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
令和6年6月27日 定時株主総会決議	1,502	普通株式 35 第二種優先株式 27.68

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、令和3年4月からスタートした新経営強化計画「プランフェニックスVI」に基づき、お客さまが資金繰りの心配なく事業に専念できる環境づくりを行う「真の資金繰り支援」及び「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」を実践しております。そして、お客さまの企業価値向上と、お客さまと当行の収益力の向上を図る「共通価値の創造」をビジネスモデルとして、双方で持続可能性のある発展を目指し、このビジネスモデルを支える態勢として、コーポレート・ガバナンスの強化を重要課題の一つと捉え、当行の継続的な企業価値の向上に努めております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制については、経営の意思決定・業務執行の迅速化、取締役会の活性化・監督機能の強化を図るなかで牽制機能を強化するため、監査役が常務会へ出席するとともに、常務会の決定事項や重要な業務運営の方針等について全役員に報告、開示することにより、経営の透明性確保に努めております。

取締役会は、8名（うち社外取締役3名）の取締役全員で構成し、経営の基本方針や重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の監督を行っております。取締役会の構成員については「(2) 役員の状況」をご参照下さい。

常務会は、本部在籍の常務執行役員以上の執行役員で構成し、取締役会において定められた基本方針に基づく全般的な業務の執行を決定するとともに、各部所管事項の審議並びにこれらの実施の円滑を図っております。

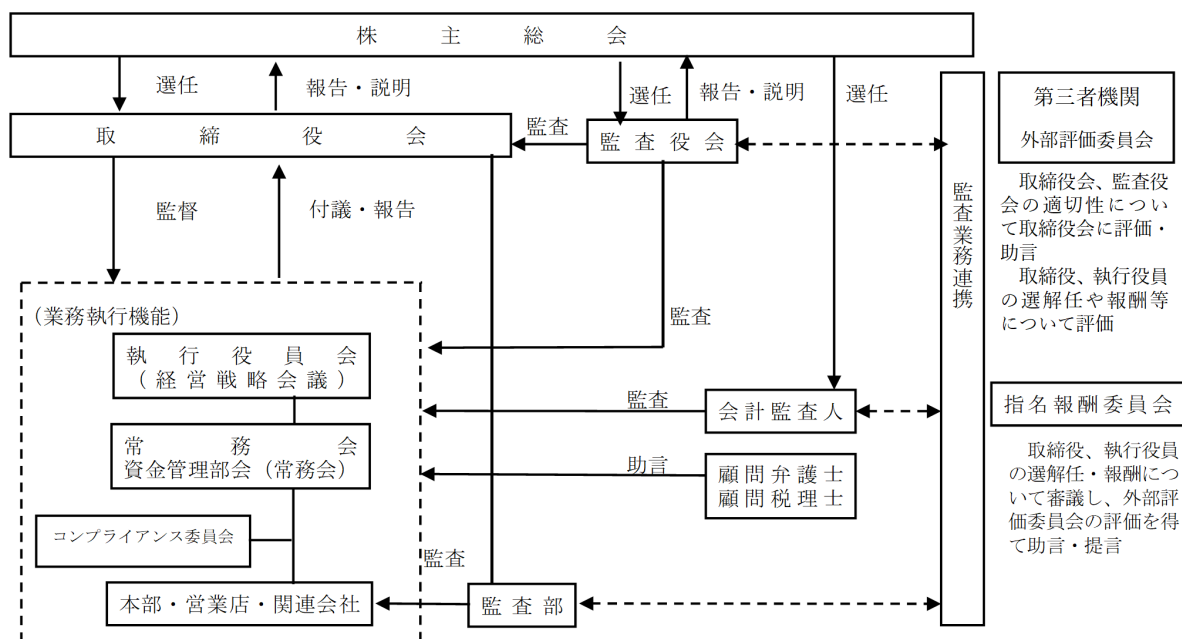
また、取締役会の諮問委員会として社外取締役および代表権のある取締役で構成する「指名報酬委員会」を設置し、取締役、執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性の強化を図っております。

外部の弁護士や公認会計士などの有識者からなる外部評価委員会では、取締役会における意思決定の妥当性や監査役会の取締役会に対する監督・牽制機能の有効性や、役員候補者の選任や役員報酬の妥当性について評価・助言を受けるなど、経営の客観性・透明性の確保と経営施策の進捗管理や牽制機能の強化に努めております。

なお、経営の監視・監督機能と業務執行機能との役割分担を明確にし、意思決定の迅速化、経営の効率化を図るため執行役員制度を導入し、全執行役員で構成する執行役員会を設置しております。業務執行については、取締役会の決定に基づき各執行役員が担当部門を持ち業務執行に当たっております。

当行は監査役制度を採用しており、4名（うち常勤監査役2名、社外の非常勤監査役2名）の監査役を選任し、監査役全員で構成する監査役会を設置しております。監査役会の構成員については「(2) 役員の状況」をご参照下さい。採用理由としては、独立性の高い社外取締役と、監査役会、内部監査・内部統制担当役員等との連携を図ることで、経営に対する監督機能を強化できること、及び社外監査役の機能を有効に活用しながら、会社法制等との整合性を保てる体制であると判断したためです。

会社の機関・内部統制の関係図



機関名・機関の長

機関名	機関の長（役職 氏名）	機関名	機関の長（役職 氏名）
取締役会	頭取 江原 洋	コンプライアンス委員会	頭取 江原 洋
指名報酬委員会	社外取締役 水口 剛	監査役会	監査役 橋本 政美
常務会	頭取 江原 洋	外部評価委員会	弁護士 丸山 和貴
執行役員会	頭取 江原 洋		

③企業統治に関するその他の事項

ア．内部統制システムの整備の状況

当行では、取締役会が業務執行を決定し取締役の職務の執行を監督します。取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として執行役員会・常務会を置いております。監査役は、取締役会、執行役員会、常務会、支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。

監査部は、業務運営が業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

イ．リスク管理体制の整備の状況

取締役会は毎月1回定例開催し、当行の業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。監査役は取締役会等の重要会議に出席するほか、本部・支店の監査を実施し監査の充実を図っております。

当行は業務の健全性と適切性を確保することに加え、全行的な観点から、リスクを個別に管理するだけでなく、それぞれのリスクを総合的に把握し一元管理することが必要不可欠であると考え、総合企画部を各部署のリスク統括管理部署として位置づけ、リスク管理体制の整備を図るとともに、統合リスク管理部において、信用リスク・市場関連リスク等の更なるリスク管理体制の強化を図っております。

ウ．子会社の業務の適正を確保する体制の状況

当行では、子会社の業務の適正を確保するため、子会社の取締役等の職務執行に係る当行への報告や、子会社の損失の危険の管理に関する規程、子会社の取締役等の効率的な職務執行、法令及び定款に適合した子会社の取締役等及び使用人の職務執行についての体制整備を行い、子会社における取締役会、監査役の設置や監査部による独立した立場からの監査の実施などを行っております。

エ．責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を平成26年6月26日開催の定時株主総会決議により定款に定めております。

これに基づき、当行と社外取締役及び社外監査役は、上記損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

オ．補償契約

該当事項はありません。

カ．役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等には、補填されない等、一定の免責事由があります。

キ．取締役に関する事項

（ア）取締役の定数

当行の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

（イ）取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

ク．株主総会の決議に関する事項

（ア）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができることや、会社法第459条第1項第1号に掲げる事項について、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得が、環境の変化に対応し機動的に行えることを目的としております。

当行は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株

式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

(イ) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(ウ) 第二種優先株式について議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためです。

ケ. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

④取締役会の活動状況

当事業年度において当行は取締役会を毎月1回定例開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
江原 洋	13回	13回
櫻井 裕之	13回	13回
北爪 功	13回	12回
鈴木 信一郎	13回	12回
水口 剛	13回	13回
大西 利佳子	13回	13回
多胡 秀人	13回	7回

当行では、令和5年度において取締役会を計13回開催し、経営の基本方針や重要事項に関し決議を行うとともに、当年度の経営計画の内容と進捗状況、人的資本の充実に向けた取組み、サステナビリティに関する取組みなど経営課題への対応について議論いたしました。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 2名 （役員のうち女性の比率 16.66%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 頭取執行役員	江原 洋	昭和31年4月 16日生	昭和55年4月 当行入行 平成19年7月 秘書室副部長 平成21年2月 川越支店長 平成23年6月 執行役員高崎支店長 平成25年6月 常務執行役員高崎支店長 平成26年6月 取締役常務執行役員 平成29年6月 取締役専務執行役員 令和元年6月 取締役副頭取執行役員 令和2年6月 代表取締役頭取執行役員（現職）	令和6年6月 から1年	普通株式 24
代表取締役 副頭取執行役員	櫻井 裕之	昭和32年12月 26日生	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 総合企画部副部長 平成20年6月 審査部長 平成21年10月 総合企画部長 平成23年6月 執行役員総合企画部長 平成25年6月 常務執行役員東京支店長 平成26年6月 取締役常務執行役員 平成29年6月 取締役専務執行役員 令和2年6月 取締役副頭取執行役員 令和2年9月 代表取締役副頭取執行役員（現職）	令和6年6月 から1年	普通株式 22

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員	北爪 功	昭和39年7月 16日生	昭和62年4月 当行入行 平成20年10月 篠原支店長 平成25年4月 伊勢崎支店長 平成28年4月 執行役員伊勢崎支店長 平成28年6月 執行役員リレーションシップバンキング推 進部長 令和元年6月 取締役執行役員リレーションシップバン キング推進部長兼リレーションシップバンキ ング戦略部部长 令和2年6月 取締役専務執行役員（現職）	令和6年6月 から1年	普通株式 14
取締役 常務執行役員	鈴木 信一郎	昭和37年4月 22日生	昭和60年4月 株式会社日本債券信用銀行入行（現 株式 会社あおぞら銀行） 平成29年6月 当行入行 国際部長 平成30年6月 執行役員国際部長兼事務統括システム部部 長 令和2年6月 取締役常務執行役員お客様資産形成部長 令和5年6月 取締役常務執行役員（現職）	令和6年6月 から1年	普通株式 11
取締役 常務執行役員	岡部 晋	昭和37年11月 15日生	昭和60年4月 当行入行 平成20年10月 蓮田支店長 平成26年7月 総合企画副部長 平成30年2月 総合企画部長 令和2年1月 執行役員総合企画部長 令和4年6月 常務執行役員総合企画副部長兼東和銀行経 済研究所長 令和6年6月 取締役常務執行役員（現職）	令和6年6月 から1年	普通株式 13
取締役	水口 剛	昭和37年1月 14日生	昭和59年4月 ニチメン株式会社入社 平成元年10月 英和監査法人入所 平成2年9月 T A C株式会社入社 平成9年4月 高崎経済大学経済学部講師就任 平成12年4月 高崎経済大学経済学部准教授就任 平成13年10月 明治大学より博士（経営学）授与 平成20年4月 高崎経済大学経済学部教授就任 平成29年4月 高崎経済大学副学長・理事就任 令和元年6月 当行取締役（現職） 令和3年4月 高崎経済大学学長就任（現職） 令和3年4月 高崎経済大学副理事長就任（現職）	令和6年6月 から1年	普通株式 4
取締役	大西 利佳子	昭和49年6月 16日生	平成9年4月 株式会社日本長期信用銀行入行（現 株式 会社S B I 新生銀行） 平成14年10月 株式会社コトラ代表取締役就任（現職） 平成29年3月 株式会社ベルパーク社外取締役就任 （現職） 令和元年6月 当行取締役（現職） 令和3年12月 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役就任（現職） 令和4年4月 マテリアルグループ株式会社 社外取締役 （監査等委員）就任（現職） 令和5年3月 株式会社マーキュリアホールディングス 社外取締役就任（現職）	令和6年6月 から1年	普通株式 2
取締役	丸山 彬	昭和60年12月 26日生	平成28年12月 最高裁判所司法研修所修了 丸山法律事務所入所 副所長（現職） 令和5年9月 早稲田大学ビジネスファイナンス研究セン ターエグゼクティブMBA e s s e n c e（グローバル）修了 令和6年4月 群馬弁護士会常議員（現職） 令和6年6月 当行取締役（現職）	令和6年6月 から1年	普通株式 一
常勤監査役	橋本 政美	昭和32年2月 15日生	昭和54年4月 当行入行 平成13年10月 館林駅前支店長 平成20年7月 財務経理部副部長 平成22年10月 財務経理部長 平成29年1月 執行役員財務経理部長 平成31年1月 常務執行役員財務経理部長 令和元年6月 常務執行役員 令和3年6月 常勤監査役（現職）	令和6年6月 から4年	普通株式 36

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	櫻田 宣之	昭和38年 7 月 17日生	昭和62年 4 月 当行入行 平成25年 6 月 東平支店長 平成28年 6 月 鶴瀬支店長 平成30年 6 月 監査部副部長 令和元年 6 月 監査部長 令和 6 年 6 月 常勤監査役（現職）	令和 6 年 6 月 から 4 年	普通株式 3
監査役	加藤 真一	昭和49年 8 月 6 日生	平成12年10月 中央青山監査法人 平成16年 6 月 公認会計士登録 平成17年10月 税理士登録 平成17年10月 株式会社加藤会計事務所 専務取締役 平成24年 1 月 税理士法人加藤会計事務所代表社員（現職） 平成24年 3 月 株式会社加藤会計事務所代表取締役社長 （現職） 平成24年 8 月 カネコ種苗株式会社社外監査役（現職） 平成26年 6 月 当行非常勤監査役（現職）	令和 4 年 6 月 から 4 年	普通株式 12
監査役	齋藤 純子	昭和28年 5 月 18日生	昭和47年 4 月 税務職員採用 平成19年 7 月 上尾税務署 副署長 平成21年 7 月 国税庁長官官房 関東信越派遣 国税庁監 察官 平成23年 7 月 関東信越国税局 総務部税務相談室 主任 税務相談官 平成24年 7 月 伊勢崎税務署長 平成26年 7 月 定年退職 平成26年 8 月 税理士登録 齋藤純子税理士事務所 代表（現職） 令和 4 年 6 月 当行非常勤監査役（現職）	令和 6 年 6 月 から 4 年	普通株式 1
計					普通株式 148

- (注) 1. 取締役水口剛、大西利佳子及び丸山彬は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役加藤真一及び齋藤純子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当行では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として弁護士である半場秀（社外監査役の補欠としての補欠監査役）を選任しております。
4. 当行は執行役員制度を導入しております。提出日現在の執行役員は次のとおりであります。

頭取執行役員 江原 洋 （代表取締役）

副頭取執行役員 櫻井 裕之 （代表取締役）

専務執行役員 北爪 功

常務執行役員 鈴木信一郎

和佐田高久

岡部 晋

執行役員 石関 達也 （高崎支店長兼高崎南支店長）

飯島 裕司 （リレーションシップバンキング推進部長）

土方 正彦 （資金運用部長）

佐藤 敬史 （事務統括システム部長）

松本 政治 （本店営業部長）

眞下 尚磯 （太田支店長兼菰川支店長兼高林支店長）

②社外役員の状況

社外取締役は、取締役会に出席し、コンプライアンス、リスク管理、監査結果等の面から議案の審議を行い、積極的な意見を述べる態勢としており、取締役会の監視効果を高めております。また、指名報酬委員会に委員長および委員として出席し、取締役、執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しております。

社外監査役は、監査役会に加え、常勤監査役との協議等を通じて内部監査、監査役監査、会計監査の各監査部門や内部統制部門と相互に連携し内部統制部門を監査する態勢をとっております。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任について、「社外役員独立性判断基準」を定め、選任にあたっては、経営に対する客観性及び中立性を重視し、第三者機関である外部評価委員会の評価を得ております。

社外役員独立性判断基準

以下の各項目のいずれにも該当しない社外役員については、独立性を有するものと判断する。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者
 2. 当行の主要な取引先、またはその業務執行者
 3. 当行から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、団体に所属する者をいう。）
 4. 最近（注1）において、上記1～3に該当する者
 5. 以下に掲げる者（重要でない者（注2）を除く）の二親等以内の親族
 - （1）上記1～4に掲げる者
 - （2）当行の子会社の業務執行者
 - （3）当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員とする場合）
 - （4）最近（注1）において（2）（3）または当行の業務執行者に該当していた者（社外監査役の独立性判断の場合、業務執行者でない取締役を含む）
- （注1） 「最近」とは、実質的に現在と同視できる場合であり、例えば社外役員として選任する株主総会の議案が決定された時点で該当していた場合をいう。
- （注2） 「重要でない者」とは、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等以外の者をいう。

ア. 社外取締役及び社外監査役の選任

当行は社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役の水口剛氏は、高崎経済大学の学長を務めており、環境省グリーンファイナンス検討会座長、金融庁サステナブルファイナンス有識者会議座長、インパクトコンソーシアム会長を務めるなど、豊富な経験と幅広い識見を有しております。

社外取締役の大西利佳子氏は、金融機関での業務経験やプロフェッショナル人材紹介会社の経営者として、金融機関やコンサルティング会社へのプロ人材の紹介、および事業会社経営層の人材評価、採用戦略など豊富な経験と幅広い識見を有しております。

社外取締役の丸山彬氏は、弁護士としての高い見識及び法務全般に関する専門的知見を有しており、特に、企業法務、金融法務に関しては、専門的知見により幅広く活躍しております。

社外監査役の加藤真一氏は公認会計士として経営全般における豊富な経験と幅広い識見を有し、また、社外監査役の齋藤純子氏は国税局の要職を務め、豊富な経験と幅広い識見を有し、また、税理士として企業会計実務にも精通しております。

5名とも経営に対する客観性と中立性を有しております。

イ. 当行と社外取締役及び社外監査役との関係

当行と社外取締役の水口剛氏との取引関係は、個人と預金取引を行っておりますが、一般的なものではありません。

当行と社外取締役の大西利佳子氏との取引関係は、個人と預金取引を行っておりますが、一般的なものではありません。大西氏が代表を務める株式会社コトラとの取引はありません。

当行と社外取締役の丸山彬氏との取引関係は、個人と預金取引を行っておりますが、一般的なものではありません。

当行と社外監査役の加藤真一氏との取引関係は、個人及び加藤氏が代表を務める株式会社加藤会計事務所、税理士法人加藤会計事務所と預金取引を行っておりますが、一般的なものではありません。また、当該会社と当行との間に人的関係はなく、資本的関係について重要な利害関係はありません。また、当行は加藤氏が社外監査役を務めるカネコ種苗株式会社の株式を保有し、貸出等の取引がありますが、個人が直接利害関係を有するものではありません。

当行と社外監査役の齋藤純子氏との取引関係は、個人と預金取引を行っておりますが、一般的なものではありません。

以上のとおり社外取締役及び社外監査役5名は、当行との間に特別な利害関係はなく、独立性を有しております。なお、社外取締役及び社外監査役5名は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会へ出席し、コンプライアンス、リスク管理、監査結果等の面から議案の審議を行い、それぞれの専門の立場から積極的な意見を述べる態勢とし、取締役会の監視効果を高めております。また、指名報酬委

員会に委員長および委員として出席し、取締役、執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しております。

社外監査役は監査役会に招集され、会計監査人から提出された監査報告結果と職務分担に基づく監査役の監査結果との整合性を監査し、また資産査定結果や本支店往査結果等についての情報・意見交換を行うなど内部管理体制の充実を図っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成し、各監査役は、監査役監査基準に従い、監査役会で定めた監査方針、監査計画及び監査業務の分担により監査を行っております。また、監査役会を原則毎月1回開催し各監査役が行う監査実施状況報告等により情報を共有しております。なお、専従の補助者を構成員とする監査役室を設置し、より実効性のある監査体制としております。

常勤監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人、子会社の取締役及び監査役及び会計監査人等との意思疎通及び情報の交換を図り、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本店及び主要な営業店における業務及び財産状況の調査、定期的な意見交換等の方法を通じて、取締役の職務を監視・検証しております。なお、内部監査の状況については、内部監査部門と定期的に情報交換を行い報告を受けており、監査の実効性を高めております。

社外監査役は、取締役及び会計監査人等との意思疎通、情報の交換を図り、取締役会、監査役会での十分な議論等を通じて、取締役の職務を監視・検証しております。

なお、社外監査役加藤真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役齋藤純子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当行は監査役会を合計14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	開催回数	出席回数
監査役	大澤 清美	14回	14回
監査役	橋本 政美	14回	11回
社外監査役	加藤 真一	14回	12回
社外監査役	齋藤 純子	14回	14回

②内部監査の状況

当行では、監査部による監査を通して、内部管理体制の強化を図り銀行組織の機能の充実を図っております。監査部は、本部監査担当9名、営業店監査担当9名の体制をとり、各部門のコンプライアンス遵守状況やリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規程等との整合性や有効性を検証し、その状況を取締役に報告しております。

監査役、会計監査人、内部監査部門は、定期的な情報交換を目的に三者による監査会議を開催しております。

三者による監査会議以外にも監査部と監査役、監査部と会計監査人は随時意見交換を実施する中で、相互の連携を図っております。

内部監査の実効性を確保するための取組みとして、監査部は年度毎の監査方針及び監査計画について監査役も出席している常務会及び取締役会の承認を受け、監査結果について常務会及び取締役会へ報告しております。

③会計監査の状況

ア. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

なお、PwCあらた有限責任監査法人は令和5年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

イ. 継続監査期間

2年間

ウ. 業務を執行した公認会計士

大辻 竜太郎氏

森 直子氏

エ. 監査業務に係る補助者の構成

当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他16名であります。

オ. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の独立性、監査の品質管理体制、監査計画の妥当性、監査の実施状況及び監査結果の相当性等を検討した上で、会計監査人を総合的に評価し、選解任や不再任の可否等について判断しております。

カ. 監査法人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

キ. 監査法人の評価

監査役会は、PwC Japan有限責任監査法人が策定した事業年度における監査計画は、当行の業務内容、経営環境及び事業リスク等が適切に反映された妥当な計画であり、期中の会計監査人との連携や往査への立会等を通じて監査の実施状況及び監査結果の妥当性を確認しております。また、独立性、監査の品質管理等も確保されていると評価しております。

ク. 監査法人の異動

当行は、令和4年6月29日開催の第117回定時株主総会において、次のとおり会計監査人の選任を決議いたしました。

第117期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）（連結・個別）有限責任監査法人トーマツ

第118期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）（連結・個別）PwCあらた有限責任監査法人
臨時報告書に記載した事項は、次のとおりです。

（1）異動に係る監査公認会計士等の名称

① 選任する監査公認会計士等の名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）異動の年月日

令和4年6月29日

（3）退任する公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

平成19年6月28日

（4）退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

（5）異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当行の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、令和4年6月29日開催予定の第117回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴い、監査役会が、現会計監査人の継続監査年数を考慮したうえで、独立性、品質管理体制等を総合的に検討した結果、新たな視点での監査も期待でき、適任であると判断し、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人として選任する議案の内容を決定したものであります。

（6）上記（5）の理由及び経緯に対する意見

① 退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

② 監査役会の意見

妥当であると判断しております。

④監査報酬の内容等

ア. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	77	—	74	—
連結子会社	—	—	—	—
計	77	—	74	—

上記の他に、当行の非連結子会社が支払った又は支払うべき報酬があります。上記の金額に、当該非連結子会社に係る報酬を加えると、監査公認会計士等に対する、当連結会計年度の当行及び当行の子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は76百万円となります。

- イ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（ア. を除く）
前年度及び当年度において、該当する報酬はありません。
- ウ. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当する報酬はありません。
- エ. 監査報酬の決定方針
当行の監査公認会計士等に対する報酬の決定方針は、監査の十分性を考慮し、所要監査時間を監査法人と協議したうえ決定することとしております。
- オ. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当と認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

（４）【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行の役員報酬については、社外取締役を除く取締役の報酬は役割や責任に応じた固定報酬と中長期的な業績の向上と企業価値向上のための株式報酬型ストック・オプションとし、監査役及び社外役員の報酬はその職務より固定報酬のみとしております。当事業年度の取締役の役員報酬は、指名報酬委員会で審議し、客観性を確保するため、第三者機関である外部評価委員会より妥当性について評価・助言を受け、報酬限度額の範囲内において、取締役会で決定しております。また、監査役の役員報酬は、外部評価委員会の評価・助言を受け、報酬限度額の範囲内において、監査役会で決定しております。

なお、退職慰労金は、取締役については平成22年5月28日取締役会決議により株式報酬型ストック・オプションの導入に伴い廃止し、監査役および社外役員については平成27年5月29日取締役会決議により廃止しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

役員区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬 等	その他
取締役 (社外取締役を除く)	4	105	85	—	—	20	—
監査役 (社外監査役を除く)	2	36	36	—	—	—	—
社外役員	5	24	24	—	—	—	—
計	11	166	146	—	—	20	—

（注）１．記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

２．上記における非金銭報酬等は、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額を記載しております。

３．非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）の内容

ア. 社外取締役を除く取締役に割り当てる。

イ. 新株予約権の総数10,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する数の上限とする。

ウ. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数は10株とする。

エ. 新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額とする。新株予約権の割当を受けたものに対し、払込金額と同額の報酬を付与し、払込金額の払込みは、当該報酬債権との相殺によって行う。

オ. 新株予約権個数は役職位別の配分とする。新株予約権は各事業年度の定時株主総会の日から1年以内に割り当てる。割当日は毎年一定の時期とし、取締役会にて決定する。

カ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円として、これに付与株式数を乗じた金額とする。

キ. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内で、当行取締役会が定める期間とする。

ク. 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権は、上記キ. の期間内において、当行の取締役および執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる

ものとする。

ケ. 新株予約権の取得条項

A. 当行は以下の①から⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案（ただし、存続会社の新株予約権を交付する旨を合併契約に定めた場合を除く。）

②当行が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

③当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案（ただし、完全親会社となる会社の新株予約権を交付する旨を株式交換契約または株式移転計画に定めた場合を除く。）

④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

B. 当行は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、当行取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

コ. 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

4. 役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は、以下のとおりであります。

取締役 報酬月額 25百万円以内（昭和63年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役の員数：15名）

監査役 報酬月額 8百万円以内（平成6年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の監査役の員数：3名）

取締役（社外取締役を除く） 株式報酬型ストック・オプション年額 60百万円以内
（平成22年6月29日株主総会決議、当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数：3名）

5. 「取締役の報酬に関する方針」について

ア. 当該方針は、令和3年2月19日取締役会にて決定いたしました。

イ. 内容の概要について

- ・取締役の個人別報酬等（非金銭報酬を除く）の額の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、役割や責任に応じて決定する。固定報酬は月次で支給する。

- ・非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）については上記4. 参照。

- ・固定報酬と株式報酬型ストック・オプションの割合について

固定報酬は一定であるが、株式報酬型ストック・オプションである非金銭報酬は、割当日において算定された公正価額を基準として決定する。

固定報酬は約8割、株式報酬型ストック・オプションは約2割を目安とする。

- ・個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別報酬（ストック・オプションを含む）に関する事項は、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会で審議し、外部の弁護士等からなる外部評価委員会の評価を得て、取締役会で決定する。

ウ. 上記内容を踏まえて取締役の報酬額が決定されていることから、取締役会は、取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 【株式の保有状況】

①純投資目的の投資株式とそれ以外の目的の投資株式（政策保有株式）の区分の基準や考え方

当行では、純投資目的の投資株式を経営政策、営業政策の観点から保有する政策保有株式以外の株式として区分しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ア．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する検証の内容

当行は、政策保有株式について、取引先との取引関係の維持・強化や事業上の協力関係等、その保有意義が認められる場合において保有し、合理的な説明がつかないものについては原則保有しない方針とし、縮減を図ってまいります。

政策保有株式は、毎年、常務会において、個別銘柄について、取引の状況や事業上の協力関係の状況に加え、業績、株価、配当状況等を確認し、保有意義を検証しております。

イ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	27	13,431
非上場株式	61	1,018

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	1	4	地域金融機関として、地域経済の活性化に資するため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	2	45
非上場株式	2	59

ウ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

貸借対照表計上額の大きい順の上場株式銘柄は次のとおりであります。なお、みなし保有株式はありません。

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株 式の保有 の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ヤマダホールディングス	7,008,000	7,008,000	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	3,091	3,195		
株式会社ヤオコー	311,654	311,654	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	2,850	2,150		
株式会社ヤマト	1,219,718	1,219,718	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	1,345	1,074		
株式会社群馬銀行	1,160,989	1,160,989	同業態企業として事業上の協力関係維持のため保有しております。株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	1,019	514		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株 式の保有 の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社ミツバ	620,460	620,460	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	無
	1,013	323		
株式会社栃木銀行	2,010,085	2,010,085	当行と株式会社栃木銀行は、平成26年12月19日に締結した北関東3行による「広域連携協定」に基づき、ビジネス商談会などでの連携により、地域経済の活性化に向けた取組みを共同で行っており、同業態企業として事業上の協力関係維持のため保有しております。株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	731	550		
日本電子株式会社	100,000	100,000	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	625	424		
株式会社マミーマー ト	121,000	121,000	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	582	274		
カネコ種苗株式会社	310,970	310,970	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	446	516		
S B I ホールディン グス株式会社	74,200	74,200	当行とS B I ホールディングス株式会社は、令和2年10月23日に、共同ファンド設立による資本性資金等の提供やお客様の事業のDX化支援などを目的として戦略的業務提携を締結しています。また、S B I グループ企業との預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	無（注） 2
	293	194		
小倉クラッチ株式会 社	74,243	74,243	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	254	227		
株式会社大光銀行	148,000	148,000	同業態企業として事業上の協力関係維持のため保有しております。株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	226	164		
株式会社エイチワン	274,995	274,995	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	194	173		
日本シイエムケイ株 式会社	207,636	207,636	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	128	94		
株式会社両毛システ ムズ	39,000	39,000	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	114	78		
東武鉄道株式会社	27,192	27,192	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	102	86		
中道リース株式会社	97,000	97,000	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	64	49		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社タツミ	180,000	300,000	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引による定量的な効果があります。	有
	64	74		
株式会社免疫生物研究所	100,000	100,000	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引による定量的な効果があります。	無
	52	40		
新電元工業株式会社	17,100	17,100	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	52	57		
株式会社トマト銀行	34,600	34,600	同業態企業として事業上の協力関係維持のため保有しております。株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	43	35		
株式会社豊和銀行	64,800	64,800	同業態企業として事業上の協力関係維持のため保有しております。株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	31	36		
株式会社SUBARU	8,560	8,560	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	無
	29	18		
株式会社宮崎太陽銀行	17,100	17,100	同業態企業として事業上の協力関係維持のため保有しております。株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	25	17		
株式会社オリジン	20,100	20,100	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	無
	24	26		
株式会社セキド	13,750	13,750	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引および株式配当金受領等による定量的な効果があります。	有
	11	8		
サンデン株式会社	46,149	46,149	取引関係の維持・強化を図るため保有しております。預貸金等の銀行取引による定量的な効果があります。	無
	7	9		
東邦亜鉛株式会社	—	5,000	前事業年度において、取引関係の維持・強化を図るため保有しておりました。	有
	—	10		

(注) 1. 「—」は当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. SBIホールディングス株式会社は当行株式を保有しておりませんが、同社子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社は当行株式を保有しております。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。
なお、PwCあらた有限責任監査法人は令和5年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し連結財務諸表等の適正性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※4 188,346	※4 195,486
コールローン及び買入手形	1,108	454
商品有価証券	0	—
金銭の信託	3,998	3,992
有価証券	※1, ※2, ※4, ※9 568,660	※1, ※2, ※4, ※9 557,317
貸出金	※2, ※3, ※5 1,562,298	※2, ※3, ※5 1,576,961
外国為替	※2, ※3 663	※2, ※3 3,065
その他資産	※2, ※4 37,302	※2, ※4 37,367
有形固定資産	※7, ※8 21,892	※7, ※8 22,466
建物	4,487	4,438
土地	※6 15,922	※6 15,878
リース資産	56	57
建設仮勘定	43	536
その他の有形固定資産	1,383	1,554
無形固定資産	3,228	3,564
ソフトウェア	2,625	2,227
その他の無形固定資産	602	1,337
退職給付に係る資産	1,807	4,745
繰延税金資産	4,635	3,470
支払承諾見返	※2 3,447	※2 3,843
貸倒引当金	△6,995	△7,080
資産の部合計	2,390,395	2,405,654
負債の部		
預金	※4 2,144,412	※4 2,152,798
借入金	※4 115,890	※4 120,390
外国為替	161	139
その他負債	※4 5,736	※4 6,654
賞与引当金	446	449
退職給付に係る負債	48	53
役員退職慰労引当金	—	0
睡眠預金払戻損失引当金	124	133
偶発損失引当金	432	580
繰延税金負債	9	8
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,997	※6 1,997
支払承諾	3,447	3,843
負債の部合計	2,272,706	2,287,048
純資産の部		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	17,500	17,500
利益剰余金	70,116	72,512
自己株式	△202	△139
株主資本合計	126,068	128,526
その他有価証券評価差額金	△12,243	△15,104
土地再評価差額金	※6 2,147	※6 2,147
退職給付に係る調整累計額	935	2,251
その他の包括利益累計額合計	△9,160	△10,705
新株予約権	250	249
非支配株主持分	531	535
純資産の部合計	117,688	118,605
負債及び純資産の部合計	2,390,395	2,405,654

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
経常収益	33,513	34,138
資金運用収益	22,308	21,683
貸出金利息	18,575	18,505
有価証券利息配当金	3,568	3,079
コールローン利息及び買入手形利息	23	21
預け金利息	136	69
その他の受入利息	4	6
役務取引等収益	6,227	6,494
その他業務収益	173	676
その他経常収益	4,804	5,283
償却債権取立益	656	793
その他の経常収益	4,147	4,490
経常費用	29,526	29,803
資金調達費用	156	142
預金利息	122	105
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	△0
借入金利息	34	37
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	3,364	3,460
その他業務費用	306	486
営業経費	※1 19,603	※1 19,735
その他経常費用	6,095	5,978
貸倒引当金繰入額	253	877
その他の経常費用	※2 5,841	※2 5,101
経常利益	3,987	4,335
特別利益	1,038	—
固定資産処分益	1,038	—
特別損失	32	36
固定資産処分損	25	24
減損損失	※3 7	※3 12
税金等調整前当期純利益	4,993	4,298
法人税、住民税及び事業税	333	638
法人税等調整額	556	124
法人税等合計	889	763
当期純利益	4,103	3,535
非支配株主に帰属する当期純利益	8	4
親会社株主に帰属する当期純利益	4,094	3,530

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
当期純利益	4,103	3,535
その他の包括利益	※1 △10,549	※1 △1,545
その他有価証券評価差額金	△9,900	△2,861
退職給付に係る調整額	△648	1,316
包括利益	△6,445	1,989
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△6,455	1,985
非支配株主に係る包括利益	10	4

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,653	17,500	66,990	△217	122,927
当期変動額					
剰余金の配当			△1,118		△1,118
親会社株主に帰属する当期純利益			4,094		4,094
自己株式の処分		△2		16	14
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			151		151
利益剰余金から資本剰余金への振替		1	△1		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	3,126	15	3,140
当期末残高	38,653	17,500	70,116	△202	126,068

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2,341	2,298	1,584	1,541	219	520	125,209
当期変動額							
剰余金の配当							△1,118
親会社株主に帰属する当期純利益							4,094
自己株式の処分							14
自己株式の取得							△1
土地再評価差額金の取崩							151
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,901	△151	△648	△10,702	30	10	△10,661
当期変動額合計	△9,901	△151	△648	△10,702	30	10	△7,520
当期末残高	△12,243	2,147	935	△9,160	250	531	117,688

当連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,653	17,500	70,116	△202	126,068
当期変動額					
剰余金の配当			△1,119		△1,119
親会社株主に帰属する当期純利益			3,530		3,530
自己株式の処分		△15		64	48
自己株式の取得				△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替		15	△15		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,395	63	2,458
当期末残高	38,653	17,500	72,512	△139	128,526

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△12,243	2,147	935	△9,160	250	531	117,688
当期変動額							
剰余金の配当							△1,119
親会社株主に帰属する当期純利益							3,530
自己株式の処分							48
自己株式の取得							△0
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,861	－	1,316	△1,544	△0	3	△1,541
当期変動額合計	△2,861	－	1,316	△1,544	△0	3	916
当期末残高	△15,104	2,147	2,251	△10,705	249	535	118,605

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,993	4,298
減価償却費	1,562	1,626
減損損失	7	12
貸倒引当金の増減(△)	△1,474	85
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	2
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△1,196	△1,045
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	4	4
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△1	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△91	8
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	60	147
資金運用収益	△22,308	△21,683
資金調達費用	156	142
有価証券関係損益(△)	226	△148
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△0	6
為替差損益(△は益)	△650	△573
固定資産処分損益(△は益)	△1,013	24
商品有価証券の純増(△)減	0	0
貸出金の純増(△)減	△36,698	△14,662
預金の純増減(△)	8,436	8,386
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△177,100	4,500
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	114	105
コールローン等の純増(△)減	△1,108	654
外国為替(資産)の純増(△)減	169	△2,402
外国為替(負債)の純増減(△)	76	△21
資金運用による収入	22,641	22,073
資金調達による支出	△197	△154
その他	△5,151	△718
小計	△208,543	670
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△844	270
営業活動によるキャッシュ・フロー	△209,387	941
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△69,180	△122,970
有価証券の売却による収入	7,858	67,036
有価証券の償還による収入	78,158	65,926
有形固定資産の取得による支出	△1,080	△1,358
無形固定資産の取得による支出	△758	△1,190
有形固定資産の売却による収入	1,414	0
資産除去債務の履行による支出	△11	△17
金銭の信託の減少による収入	5,987	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,388	7,425
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,118	△1,119
非支配株主への配当金の支払額	—	△0
自己株式の取得による支出	△1	△0
ストックオプションの行使による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,119	△1,120
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△188,118	7,246
現金及び現金同等物の期首残高	375,672	187,554
現金及び現金同等物の期末残高	※1 187,554	※1 194,800

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社

会社名

東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合

東和地域活性化投資事業有限責任組合

東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合

東和地域活性化投資事業有限責任組合

東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

（５）貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後３年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,990百万円（前連結会計年度末は11,608百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

当連結会計年度の貸倒引当金は、新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけが「５類感染症」に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進み、経済は回復から成長の軌道に乗ってきており、貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた一部の業種については、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績からの回復が遅れている一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、貸倒引当金を計上しております。

（６）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（７）役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

（８）睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（９）偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11)重要な収益及び費用の計上基準

①顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。またカード年会費収入等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

②ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債はありません。

(13)重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2022年10月28日）に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

連結子会社では、ヘッジ会計は該当ありません。

(14)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（重要な会計上の見積り）

貸倒引当金

連結貸借対照表において、貸出金等は総資産に対する割合が相対的に高く、貸倒引当金の計上が財政状態、経営成績等に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
貸倒引当金	6,995百万円	7,080百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の「4.（5）貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3)翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
株式	一百万円	一百万円
出資金	149百万円	152百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4, 575百万円	5, 469百万円
危険債権額	32, 309百万円	32, 578百万円
要管理債権額	2, 283百万円	1, 734百万円
三月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	2, 283百万円	1, 734百万円
小計額	39, 167百万円	39, 782百万円
正常債権額	1, 534, 225百万円	1, 550, 311百万円
合計額	1, 573, 393百万円	1, 590, 093百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
	4, 543百万円	4, 703百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和５年３月31日)	当連結会計年度 (令和６年３月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	15百万円	15百万円
有価証券	117,640百万円	122,189百万円
その他資産	25百万円	44百万円
計	117,681百万円	122,249百万円
担保資産に対応する債務		
預金	8,742百万円	14,925百万円
借入金	110,300百万円	114,800百万円
その他負債	231百万円	255百万円

上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (令和５年３月31日)	当連結会計年度 (令和６年３月31日)
有価証券	122,681百万円	168,534百万円
その他資産	22,700百万円	22,700百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和５年３月31日)	当連結会計年度 (令和６年３月31日)
保証金	545百万円	539百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和５年３月31日)	当連結会計年度 (令和６年３月31日)
融資未実行残高	189,521百万円	192,232百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	160,192百万円	156,265百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (令和５年３月31日)	当連結会計年度 (令和６年３月31日)
	7,621百万円	7,486百万円

※ 7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
減価償却累計額	23,825百万円	23,981百万円

※ 8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	198百万円 (－百万円)	198百万円 (－百万円)

※ 9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
	6,115百万円	8,107百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)
給料・手当	10,974百万円	10,727百万円
退職給付費用	△155百万円	6百万円

※ 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)
貸出金償却	2,440百万円	1,099百万円

※ 3. 以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自令和 4 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日）

（グルーピングの方法）

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ）

群馬県内

主な用途	遊休資産 1 件
種類	土地建物
減損損失額	7 百万円

（減損損失の認識に至った経緯）

地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 7 百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

当連結会計年度（自令和 5 年 4 月 1 日 至令和 6 年 3 月 31 日）

（グルーピングの方法）

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ）

群馬県外

主な用途	営業店舗 1 店舗
種類	建物
減損損失額	12 百万円

（減損損失の認識に至った経緯）

使用方法の変更により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 12 百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△10,125	△2,249
組替調整額	167	△148
税効果調整前	△9,958	△2,398
税効果額	58	△463
その他有価証券評価差額金	△9,900	△2,861
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△498	2,154
組替調整額	△434	△261
税効果調整前	△933	1,892
税効果額	284	△576
退職給付に係る調整額	△648	1,316
その他の包括利益合計	△10,549	△1,545

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	37,180	—	—	37,180	
第二種優先株式	7,500	—	—	7,500	
合 計	44,680	—	—	44,680	
自己株式					
普通株式	272	1	20	254	(注)
第二種優先株式	—	—	—	—	
合 計	272	1	20	254	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	－					250	
合 計		－					250	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年6月 29日 定時株主総会	普通株式	922	25	令和4年3月31日	令和4年6月30日
	第二種優先株式	195	26.12	令和4年3月31日	令和4年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月 29日 定時株主総会	普通株式	923	利益剰余金	25	令和5年3月31日	令和5年6月30日
	第二種優先株式	196	利益剰余金	26.20	令和5年3月31日	令和5年6月30日

当連結会計年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	37,180	—	—	37,180	
第二種優先株式	7,500	—	—	7,500	
合 計	44,680	—	—	44,680	
自己株式					
普通株式	254	1	80	175	(注)
第二種優先株式	—	—	—	—	
合 計	254	1	80	175	

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					249	
合 計		—					249	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月 29日 定時株主総会	普通株式	923	25	令和5年3月31日	令和5年6月30日
	第二種優先株式	196	26.20	令和5年3月31日	令和5年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年6月 27日 定時株主総会	普通株式	1,295	利益剰余金	35	令和6年3月31日	令和6年6月28日
	第二種優先株式	207	利益剰余金	27.68	令和6年3月31日	令和6年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
現金預け金勘定	188,346百万円	195,486百万円
定期預け金	△60百万円	△60百万円
その他	△731百万円	△625百万円
現金及び現金同等物	<u>187,554百万円</u>	<u>194,800百万円</u>

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
1年内	69	54
1年超	233	178
合 計	302	233

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスを営んでおります。

これらの事業を行うため、個人預金と法人預金により安定的な資金調達を行っております。

また、資金の運用は、主に貸出金と有価証券によって行っております。貸出金においては、地域金融機関として金融仲介機能を果たすべく、中小企業及び個人のお客様への貸出を中心に増加を図ってまいります。また、既存の貸出金においては、お客様の実態把握に努め、経営支援に積極的に取り組むことにより、信用リスクの軽減を図ってまいります。

有価証券においては、債券を中心とした運用を基本としつつ、運用の多様化による収益性の向上を図ってまいります。

このように、当行は、金利変動や流動性リスクを伴う金融資産及び金融負債を有しているため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。これにより、適時に資金管理を行い、リスクの管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。

貸出金においては、主として国内の取引先及び個人に対して貸し付けているため、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。このため、貸倒れによる損失の発生状況や貸出先の状況及び不動産・有価証券等担保の価値などにに基づき算出した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。

有価証券は、主に株式、債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行主体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク、株価を含む市場価格の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、貸出事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各支店のほか審査部及び審査管理部で行われ、規程に定めた権限を越える案件は取締役会及び常務会で審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行主体の信用リスクに関しては、資金運用部及びリレーションシップバンキング戦略部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

また、「統合リスク管理規程」に信用リスク量の計測・管理方法の基本を定め、「信用リスク計量化規程」に基づいて、統合リスク管理部がV a R（信頼区間99.0%、保有期間12ヶ月）により貸出金等および有価証券の発行主体の信用リスク量を計測・モニタリングし、月次ベースで常務会に報告しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。統合リスク管理規程にリスク管理方法や手続等を明記し、取締役会及び常務会においてリスク管理の状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部で金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスク計量、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、外貨建資産及び負債を総合的に把握し、為替持高から発生するリスクに対しV a Rによるリスク計量を行うなどの管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、有価証券を含む投資商品の保有について、常務会の方針に基づき、取締役会の監督の下、純投資有価証券規程等に従い行われております。このうち、資金運用部では、外部からの購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。総合企画部及びリレーションシップバンキング戦略部で所管する株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これら投資商品の価格変動リスクは統合リスク管理部で日常的にリスク計量され、月次ベースで常務会に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループでは、預金、貸出金、有価証券等に係る市場リスク（金利・株価・為替・価格変動リスク）について、統一的指標としてV a Rを採用しリスク量算定を行っております。算定にあたっては、分散共分散法を採用し、信頼区間99.0%、観測期間は原則5年、保有期間は投資目的等により6ヶ月もしくは12ヶ月としております。

令和6年3月31日現在で当行グループの市場リスク量（保有期間12ヶ月換算）は、全体で10,479百万円（前連結会計年度は16,202百万円）であります。当行グループでは、預金、貸出金、有価証券に係るリスク量は定期的に取締役会・常務会へ報告しております。

また、リスク計測モデルが算出する日々のV a Rと実際の評価損益増減額を比較し、日々の損失額がV a Rを上回る回数によりモデルの有効性を検証するバックテストを実施しており、使用するリスク計測モデルが十分な精度で市場リスクを捕捉していることを確認しております。但し、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であり、過去の相場変動を超えて市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、A L Mを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金並びにコールローン及び買入手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
（1）有価証券	556,738	556,918	179
満期保有目的の債券	420	600	179
其他有価証券	556,318	556,318	—
（2）貸出金	1,562,298		
貸倒引当金（*）	△6,900		
	1,555,397	1,549,478	△5,919
資産計	2,112,136	2,106,397	△5,739
（1）預金	2,144,412	2,144,434	22
（2）借入金	115,890	115,826	△63
負債計	2,260,302	2,260,260	△41

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
（1）有価証券	546,069	546,145	75
満期保有目的の債券	20,355	20,431	75
其他有価証券	525,714	525,714	—
（2）貸出金	1,576,961		
貸倒引当金（*）	△6,977		
	1,569,983	1,558,730	△11,253
資産計	2,116,053	2,104,875	△11,177
（1）預金	2,152,798	2,152,825	27
（2）借入金	120,390	120,285	△104
負債計	2,273,188	2,273,111	△77

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(1) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
①非上場株式(※1) (※2)	1,014	972
②組合出資金(※3)	10,906	10,274

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について59百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(令和5年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	157,729	—	—	—
コールローン及び買入手形	1,108	—	—	—
有価証券	35,925	146,456	87,482	211,890
満期保有目的の債券	—	—	—	500
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	500
その他有価証券のうち満期があるもの	35,925	146,456	87,482	211,390
国債	2,000	26,700	20,000	14,500
地方債	6,450	26,932	38,441	51,425
社債	14,774	74,831	7,057	120,634
その他	12,700	17,992	21,983	24,829
貸出金(※)	335,169	475,430	306,421	398,730
合 計	529,932	621,887	393,904	610,620

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない36,914百万円、期間の定めのないもの9,631百万円は含めておりません。

当連結会計年度（令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	155,878	—	—	—
コールローン及び買入手形	454	—	—	—
有価証券	39,155	137,274	78,912	210,436
満期保有目的の債券	100	400	1,000	19,144
国債	—	—	—	—
地方債	100	400	500	862
社債	—	—	—	18,282
その他	—	—	500	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	39,055	136,874	77,912	191,291
国債	—	20,500	17,000	13,000
地方債	5,720	24,832	33,336	39,473
社債	26,277	84,554	6,483	114,226
その他	7,057	6,987	21,092	24,591
貸出金（*）	368,744	458,133	306,214	396,699
合 計	564,232	595,407	385,126	607,136

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない
37,854百万円、期間の定めのないもの9,315百万円は含めておりません。

（注3）借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金（*）	1,960,803	85,292	80,120	7,200	10,886	109
借入金	69,590	22,700	10,200	13,400	—	—
合 計	2,030,393	107,992	90,320	20,600	10,886	109

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

当連結会計年度（令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金（*）	1,985,975	81,461	69,343	10,606	5,297	113
借入金	29,290	10,600	13,300	67,200	—	—
合 計	2,015,265	92,061	82,643	77,806	5,297	113

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券				
国債・地方債等	63,312	121,448	—	184,761
社債	—	195,317	19,776	215,094
株式	7,835	2,622	—	10,458
その他	—	146,004	—	146,004
資産計	71,148	465,393	19,776	556,318

当連結会計年度（令和6年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券				
国債・地方債等	49,573	99,078	—	148,652
社債	—	208,249	18,121	226,370
株式	10,163	3,298	—	13,462
その他	—	137,228	—	137,228
資産計	59,737	447,855	18,121	525,714

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	600	—	600
貸出金	—	—	1,549,478	1,549,478
資産計	—	600	1,549,478	1,550,078
預金	—	2,144,434	—	2,144,434
借入金	—	115,826	—	115,826
負債計	—	2,260,260	—	2,260,260

当連結会計年度（令和6年3月31日）

（単位：百万円）

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	—	20,431	—	20,431
貸出金	—	—	1,558,730	1,558,730
資産計	—	20,431	1,558,730	1,579,161
預金	—	2,152,825	—	2,152,825
借入金	—	120,285	—	120,285
負債計	—	2,273,111	—	2,273,111

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、その他の証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（令和5年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 其他有価証券 社債（私募債）	現在価値技法	信用スプレッド	0.3%－1.7%	1.1%

当連結会計年度（令和6年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 其他有価証券 社債（私募債）	現在価値技法	信用スプレッド	△0.0%－1.6%	1.1%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益
		損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*)					
有価証券 その他有価証券 社債（私募債）	21,332	—	69	△1,625	—	—	19,776	—

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益
		損益に 計上	その他の 包括利益 に計上 (*)					
有価証券 その他有価証券 社債（私募債）	19,776	—	△12	△1,642	—	—	18,121	—

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは資金運用部門のバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドは、スワップ金利等の基準金利に対する調整率であり、発行体の信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対して要求されるリスク・プレミアムであります。一般に、信用スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (令和 6 年 3 月 31 日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△0 百万円	－ 百万円

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (令和 5 年 3 月 31 日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	420	600	179
	小計	420	600	179
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		420	600	179

当連結会計年度 (令和 6 年 3 月 31 日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	1,854	1,858	3
	社債	2,782	2,796	14
	その他	427	611	184
	小計	5,064	5,267	202
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	15,290	15,163	△126
	その他	－	－	－
	小計	15,290	15,163	△126
合計		20,355	20,431	75

3. その他有価証券

前連結会計年度（令和5年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,187	3,625	2,561
	債券	121,316	119,021	2,295
	国債	20,843	20,373	469
	地方債	45,247	44,425	822
	社債	55,226	54,222	1,004
	その他	17,248	16,729	519
	小計	144,753	139,376	5,376
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,271	4,637	△365
	債券	278,538	286,981	△8,442
	国債	42,469	43,760	△1,291
	地方債	76,201	79,495	△3,293
	社債	159,867	163,725	△3,857
	その他	128,755	137,406	△8,651
	小計	411,565	429,024	△17,459
合計		556,318	568,401	△12,082

当連結会計年度（令和6年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	10,306	4,665	5,640
	債券	42,961	41,959	1,001
	国債	1,100	1,047	52
	地方債	10,407	10,024	382
	社債	31,453	30,887	565
	その他	15,294	15,006	288
	小計	68,562	61,631	6,930
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,156	3,542	△386
	債券	332,061	345,238	△13,176
	国債	48,473	50,250	△1,777
	地方債	88,671	93,663	△4,992
	社債	194,917	201,324	△6,407
	その他	121,933	130,155	△8,222
	小計	457,151	478,937	△21,785
合計		525,714	540,569	△14,855

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	70	35	—
債券	4,120	—	112
国債	1,476	—	105
地方債	2,393	—	6
社債	251	—	—
その他	3,667	103	194
合計	7,859	139	306

当連結会計年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	104	29	0
債券	62,783	590	189
国債	43,053	327	189
地方債	19,580	263	—
社債	150	—	—
その他	4,061	40	296
合計	66,950	660	486

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、24百万円（株式24百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄については全て減損処理、連結会計年度末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については過去の一定期間における時価の推移や発行会社の業況等を勘案して減損処理することと定めております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（令和5年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含ま れた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,998	—

当連結会計年度（令和6年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含ま れた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,992	—

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
評価差額	△12,082	△14,480
その他有価証券（注）	△12,082	△14,480
その他の金銭の信託	—	—
（△）繰延税金負債	141	605
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△12,224	△15,086
（△）非支配株主持分相当額	19	18
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—	—
その他有価証券評価差額金	△12,243	△15,104

（注）当連結会計年度において、市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）374百万円が含まれております。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引はありますが、重要性が乏しいので記載しておりません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

また、当行は、退職給付信託を設定しております。

確定給付制度の企業年金制度（積立型制度）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

ただし、一部、キャッシュ・バランス・プランを採用しています。

確定給付制度の退職一時金制度（積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

確定拠出制度においては、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社における退職一時金制度（非積立型制度）は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
退職給付債務の期首残高	18,622	17,884
勤務費用（注）	711	688
利息費用	148	142
数理計算上の差異の発生額	△29	△46
退職給付の支払額	△1,568	△1,603
退職給付債務の期末残高	17,884	17,065

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
年金資産の期首残高	20,122	19,643
期待運用収益	538	526
数理計算上の差異の発生額	△527	2,107
事業主からの拠出額	576	572
退職給付の支払額	△1,067	△1,092
年金資産の期末残高	19,643	21,757

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	17,836	17,012
年金資産	△19,643	△21,757
非積立型制度の退職給付債務	△1,807	△4,745
	48	53
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,759	△4,692

退職給付に係る負債	48	53
退職給付に係る資産	△1,807	△4,745
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,759	△4,692

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
勤務費用（注）1，2	642	620
利息費用	148	142
期待運用収益	△538	△526
数理計算上の差異の費用処理額	△434	△261
過去勤務費用の費用処理額	—	—
その他	26	31
確定給付制度に係る退職給付費用	△155	6

(注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
過去勤務費用	—	—
数理計算上の差異	△933	1,892
合計	△933	1,892

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
未認識過去勤務費用	—	—
未認識数理計算上の差異	1,345	3,237
合計	1,345	3,237

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
債券	46.8%	42.8%
株式	41.0%	43.3%
現金及び預金	2.5%	5.5%
その他	9.4%	8.2%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度34.5%、当連結会計年度34.2%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
割引率	0.8%	0.8%
長期期待運用収益率	2.7%	2.7%
予想昇給率	1.0%～2.2%	0.2%～2.0%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
営業経費	44百万円	47百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く 取締役3名、 当行執行役員8名	当行の社外取締役を除く 取締役3名、 当行執行役員8名	当行の社外取締役を除く 取締役3名、 当行執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） 1、2	当行普通株式 45,850株	当行普通株式 65,800株	当行普通株式 63,250株
付与日	平成23年8月12日	平成24年8月3日	平成25年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成23年8月13日 至 令和18年8月12日	自 平成24年8月4日 至 令和19年8月3日	自 平成25年8月3日 至 令和20年8月2日

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く 取締役5名、 当行執行役員9名	当行の社外取締役を除く 取締役5名、 当行執行役員9名	当行の社外取締役を除く 取締役4名、 当行執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） 1、2	当行普通株式 61,920株	当行普通株式 51,630株	当行普通株式 69,190株
付与日	平成26年8月6日	平成27年8月6日	平成28年8月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成26年8月7日 至 令和21年8月6日	自 平成27年8月7日 至 令和22年8月6日	自 平成28年8月13日 至 令和23年8月12日

	平成29年ストック・オプション	平成30年ストック・オプション	令和元年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く 取締役4名、 当行執行役員10名	当行の社外取締役を除く 取締役4名、 当行執行役員11名	当行の社外取締役を除く 取締役5名、 当行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） 1、2	当行普通株式 47,630株	当行普通株式 49,470株	当行普通株式 84,200株
付与日	平成29年8月10日	平成30年8月10日	令和元年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 平成29年8月11日 至 令和24年8月10日	自 平成30年8月11日 至 令和25年8月10日	自 令和元年8月10日 至 令和26年8月9日

	令和2年ストック・オプション	令和3年ストック・オプション	令和4年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く 取締役5名、 当行執行役員8名	当行の社外取締役を除く 取締役4名、 当行執行役員9名	当行の社外取締役を除く 取締役4名、 当行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） 1，2	当行普通株式 90,270株	当行普通株式 99,960株	当行普通株式 99,930株
付与日	令和2年8月13日	令和3年8月10日	令和4年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 令和2年8月14日 至 令和27年8月13日	自 令和3年8月11日 至 令和28年8月10日	自 令和4年8月10日 至 令和29年8月9日

	令和5年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く 取締役4名、 当行執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） 1，2	当行普通株式 91,310株
付与日	令和5年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 令和5年8月11日 至 令和30年8月10日

（注） 1．ストック・オプションの付与数は、株式数に換算して記載しております。

2．平成29年10月1日付で普通株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、併合後の株式数に換算して記載しております。

（2） スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（令和6年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	6,560	8,780	13,180
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	6,560	8,780	13,180
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	12,430	12,700	23,150
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	2,620	3,740
未確定残	12,430	10,080	19,410
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	2,620	3,740
権利行使	—	2,620	3,740
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	平成29年ストック・オプション	平成30年ストック・オプション	令和元年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	16,270	21,050	43,120
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	2,550	5,020	10,280
未確定残	13,720	16,030	32,840
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	2,550	5,020	10,280
権利行使	2,550	5,020	10,280
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	令和2年ストック・オプション	令和3年ストック・オプション	令和4年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	67,110	94,020	99,930
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	16,630	19,850	19,900
未確定残	50,480	74,170	80,030
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	16,630	19,850	19,900
権利行使	16,630	19,850	19,900
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	令和5年ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	91,310
失効	—
権利確定	—
未確定残	91,310
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

（注）平成29年10月1日付で普通株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、併合後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
権利行使価格 （円）（注）1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 （円）（注）2	871.30	606.70	866.10

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
権利行使価格 （円）（注）1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	532	532
付与日における公正な 評価単価 （円）（注）2	935.00	1,095.80	841.80

	平成29年ストック・オプション	平成30年ストック・オプション	令和元年ストック・オプション
権利行使価格 （円）（注）1	1	1	1
行使時平均株価（円）	532	539	537
付与日における公正な 評価単価 （円）（注）2	1,167.10	1,211.43	669.20

	令和2年ストック・オプション	令和3年ストック・オプション	令和4年ストック・オプション
権利行使価格 （円）（注）1	1	1	1
行使時平均株価（円）	540	540	540
付与日における公正な 評価単価 （円）（注）2	553.80	402.40	457.50

	令和5年ストック・オプション
権利行使価格 (円) (注) 1	1
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な 評価単価 (円) (注) 2	532.80

(注) 1. 1株あたりに換算して記載しております。

2. 平成29年10月1日付で普通株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、併合後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された令和5年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	令和5年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	14.42%
予想残存期間 (注) 2	2年1ヶ月
予想配当 (注) 3	25円/株
無リスク利率 (注) 4	△0.02%

(注) 1. 予想残存期間2年1ヶ月に対応する期間（令和3年6月25日から令和5年7月28日）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した役員の平均的な在任期間及び退任時年齢から現在の在任役員の平均在任期間及び年齢を減じて算出されたそれぞれの残存期間の平均値を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 令和5年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,573百万円	5,151百万円
退職給付に係る負債	1,691	1,520
有価証券償却	1,376	1,006
固定資産減損損失	697	696
減価償却費損金算入限度超過額	286	270
繰越欠損金	16	23
その他有価証券評価差額金	23	1
その他	1,397	1,535
繰延税金資産小計	11,062	10,206
評価性引当額(注)	△5,874	△5,143
繰延税金資産合計	5,188	5,062
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△409	△985
その他有価証券評価差額金	△141	△605
その他	△10	△9
繰延税金負債合計	△561	△1,600
繰延税金資産(負債)の純額	4,626百万円	3,461百万円

(注) 評価性引当額が前連結会計年度より730百万円減少しております。この減少の主な要因は、貸倒引当金に係る評価性引当額が減少したことなどによるものであります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当連結会計年度 (令和6年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	5.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	△3.4
住民税均等割等	0.8	0.9
評価性引当額の増加	△13.6	△8.6
税額控除	—	△7.2
土地再評価差額金の取崩	△1.3	—
資産除去債務	0.0	△0.0
過年度法人税等	△0.0	0.0
その他	0.1	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.8%	17.7%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び店舗外現金自動設備の土地・建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を資産ごとに取得から8年～50年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する残存期間の日本国債の流通利回り0.029%～2.300%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
期首残高	274百万円	285百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19百万円	－百万円
時の経過による調整額	3百万円	3百万円
有形固定資産の売却に伴う減少額	△4百万円	－百万円
資産除去債務の履行等による減少額	△7百万円	△16百万円
期末残高	285百万円	272百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
役務取引等収益	5,980	6,227
その他経常収益	62	59
顧客との契約から生じる経常収益	6,042	6,286
上記以外の経常収益	27,470	27,852
外部顧客に対する経常収益	33,513	34,138

(注) 当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項(11) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	182	197
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	197	196
契約負債(期首残高)	22	20
契約負債(期末残高)	20	19

(注) 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表の「その他資産」に、契約負債は「その他負債」に含めております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	19,994	3,670	9,848	33,513

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	20,245	3,738	10,154	34,138

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、全ての有形固定資産が本邦に所在するため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の経常収益の10%以上を占める特定のお客様がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者	安藤颯子	—	—	当行監査役 安藤震太郎の配偶者	被所有 直接 0.00％	資金の貸付 利息の受取	資金の貸付 （注1，2） 利息の受取	— 0	貸出金 その他資産 その他負債	13 0 —

取引条件及び取引条件等の決定方針等

- （注） 1． 一般の取引先と同様な条件で行っております。
2． 貸出金の担保として、不動産を受入れています。
3． 安藤颯子氏は、当連結会計年度中に関連当事者に該当しなくなったため、上記残高は関連当事者に該当しなくなった時点の残高であります。

当連結会計年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）	当連結会計年度 （自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）
1株当たり純資産額	2,754円45銭	2,772円96銭
1株当たり当期純利益	105円58銭	89円84銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	62円71銭	56円0銭

（注） 1． 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 （令和5年3月31日）	当連結会計年度 （令和6年3月31日）
純資産の部の合計額	百万円	117,688	118,605
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	15,977	15,992
優先株式の払込金額	百万円	15,000	15,000
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	196	207
新株予約権	百万円	250	249
非支配株主持分	百万円	531	535
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	101,710	102,613
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	36,925	37,004

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,094	3,530
普通株主に帰属しない金額	百万円	196	207
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	196	207
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,898	3,323
普通株式の期中平均株式数	千株	36,921	36,985
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	196	207
定時株主総会決議による優先配当額	百万円	196	207
普通株式増加数	千株	28,369	26,059
優先株式	千株	27,995	25,655
新株予約権	千株	373	403

(重要な後発事象)

第二種優先株式の取得及び消却

当行は、令和6年5月9日開催の取締役会において、第二種優先株式を自己株式として取得のうえ消却し、公的資金を返済することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

取得した株式の種類	第二種優先株式
取得した株式の数	7,500,000株
株式の取得対価の内容	金銭
1株当たりの取得価額	2,171円80銭
株式の取得価額の総額	16,288,500,000円
取得先	株式会社整理回収機構
取得・消却日	令和6年5月14日
消却の方法	その他資本剰余金を原資とする。

(注) なお、消却により資本剰余金が16,288百万円減少いたしました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	115,890	120,390	0.032	—
借入金	115,890	120,390	0.032	令和6年4月 ～令和10年3月
1年以内に返済予定のリース債務	95	96	1.000	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	188	205	0.844	令和7年4月 ～令和12年12月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	29,290	10,600	13,300	67,200	—
リース債務（百万円）	96	75	50	38	19

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【その他】

① 決算日後の状況

該当事項はありません。

② 訴訟

該当事項はありません。

③ 当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益（百万円）	8,364	17,301	25,689	34,138
税金等調整前四半期（当期） 純利益（百万円）	665	1,978	3,536	4,298
親会社株主に帰属する四半期 （当期）純利益（百万円）	416	1,531	2,856	3,530
1株当たり四半期（当期） 純利益（円）	11.28	41.43	77.23	89.84

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益（円）	11.28	30.15	35.80	12.61

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
資産の部		
現金預け金	188,299	195,439
現金	30,616	39,608
預け金	※4 157,682	※4 155,830
コールローン	1,108	454
商品有価証券	0	—
商品国債	0	—
金銭の信託	3,998	3,992
有価証券	※2,※4 568,672	※2,※4 557,330
国債	63,312	49,573
地方債	121,448	100,933
社債	※7 215,094	※7 244,443
株式	※1 11,486	※1 14,449
その他の証券	※1 157,329	※1 147,929
貸出金	※2,※5 1,564,847	※2,※5 1,579,511
割引手形	※3 4,488	※3 4,680
手形貸付	39,957	25,208
証書貸付	1,388,710	1,413,439
当座貸越	131,690	136,183
外国為替	※2 663	※2 3,065
外国他店預け	556	2,993
買入外国為替	※3 55	※3 22
取立外国為替	50	48
その他資産	※2 26,888	※2 26,608
未決済為替貸	448	311
未収収益	2,113	1,811
金融派生商品	5	8
その他の資産	※4 24,320	※4 24,477
有形固定資産	※6 21,806	※6 22,374
建物	4,485	4,437
土地	15,922	15,878
リース資産	34	25
建設仮勘定	43	536
その他の有形固定資産	1,320	1,497
無形固定資産	3,218	3,551
ソフトウェア	2,617	2,216
その他の無形固定資産	600	1,335
前払年金費用	462	1,507
繰延税金資産	5,043	4,455
支払承諾見返	※2 3,447	※2 3,843
貸倒引当金	△6,871	△6,940
資産の部合計	2,381,584	2,395,194

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
負債の部		
預金	※4 2,145,580	※4 2,153,415
当座預金	75,844	86,621
普通預金	1,141,045	1,207,977
貯蓄預金	15,739	15,542
通知預金	5,629	4,247
定期預金	872,707	811,135
定期積金	16,978	15,681
その他の預金	17,635	12,210
借入金	110,300	114,800
借入金	※4 110,300	※4 114,800
外国為替	161	139
売渡外国為替	97	9
未払外国為替	63	130
その他負債	3,431	4,595
未決済為替借	218	254
未払法人税等	193	667
未払費用	931	1,046
前受収益	607	517
給付補填備金	1	0
金融派生商品	2	8
リース債務	36	26
資産除去債務	285	272
その他の負債	※4 1,155	※4 1,802
賞与引当金	437	441
睡眠預金払戻損失引当金	124	133
偶発損失引当金	432	580
再評価に係る繰延税金負債	1,997	1,997
支払承諾	3,447	3,843
負債の部合計	2,265,913	2,279,946
純資産の部		
資本金	38,653	38,653
資本剰余金	17,500	17,500
資本準備金	17,500	17,500
利益剰余金	69,564	71,939
利益準備金	3,414	3,638
その他利益剰余金	66,150	68,301
繰越利益剰余金	66,150	68,301
自己株式	△202	△139
株主資本合計	125,515	127,953
その他有価証券評価差額金	△12,242	△15,103
土地再評価差額金	2,147	2,147
評価・換算差額等合計	△10,095	△12,956
新株予約権	250	249
純資産の部合計	115,670	115,247
負債及び純資産の部合計	2,381,584	2,395,194

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
経常収益	29,779	30,314
資金運用収益	22,307	21,685
貸出金利息	18,576	18,509
有価証券利息配当金	3,566	3,078
コールローン利息	23	21
預け金利息	136	69
その他の受入利息	4	6
役務取引等収益	5,618	5,865
受入為替手数料	1,244	1,217
その他の役務収益	4,374	4,647
その他業務収益	173	676
外国為替売買益	69	45
国債等債券売却益	103	630
その他経常収益	1,680	2,086
償却債権取立益	642	772
株式等売却益	35	29
金銭の信託運用益	1	—
その他の経常収益	1,001	1,285
経常費用	25,828	26,007
資金調達費用	123	106
預金利息	122	105
コールマネー利息	△0	△0
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	3,023	3,098
支払為替手数料	124	119
その他の役務費用	2,898	2,978
その他業務費用	306	486
商品有価証券売買損	—	0
国債等債券売却損	306	485
その他の業務費用	0	—
営業経費	19,090	19,217
その他経常費用	3,283	3,099
貸倒引当金繰入額	242	845
貸出金償却	2,323	1,008
株式等売却損	—	0
株式等償却	59	24
金銭の信託運用損	1	6
その他の経常費用	※1 656	※1 1,213
経常利益	3,951	4,307
特別利益	1,038	—
固定資産処分益	1,038	—
特別損失	32	35
固定資産処分損	25	23
減損損失	7	12
税引前当期純利益	4,957	4,271
法人税、住民税及び事業税	331	635
法人税等調整額	556	124
法人税等合計	887	760
当期純利益	4,070	3,510

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	38,653	17,500	0	17,500	3,190	63,272	66,462	△217	122,399
当期変動額									
剰余金の配当						△1,118	△1,118		△1,118
利益準備金の積立					223	△223	—		—
当期純利益						4,070	4,070		4,070
自己株式の処分			△2	△2				16	14
自己株式の取得								△1	△1
土地再評価差額金の取崩						151	151		151
利益剰余金から資本剰余金への振替			1	1		△1	△1		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△0	△0	223	2,878	3,101	15	3,116
当期末残高	38,653	17,500	—	17,500	3,414	66,150	69,564	△202	125,515

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,338	2,298	△40	219	122,579
当期変動額					
剰余金の配当					△1,118
利益準備金の積立					—
当期純利益					4,070
自己株式の処分					14
自己株式の取得					△1
土地再評価差額金の取崩					151
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,903	△151	△10,054	30	△10,024
当期変動額合計	△9,903	△151	△10,054	30	△6,908
当期末残高	△12,242	2,147	△10,095	250	115,670

当事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	38,653	17,500	—	17,500	3,414	66,150	69,564	△202	125,515
当期変動額									
剰余金の配当						△1,119	△1,119		△1,119
利益準備金の積立					223	△223	—		—
当期純利益						3,510	3,510		3,510
自己株式の処分			△15	△15				64	48
自己株式の取得								△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替			15	15		△15	△15		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	223	2,151	2,375	63	2,438
当期末残高	38,653	17,500	—	17,500	3,638	68,301	71,939	△139	127,953

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△12,242	2,147	△10,095	250	115,670
当期変動額					
剰余金の配当					△1,119
利益準備金の積立					—
当期純利益					3,510
自己株式の処分					48
自己株式の取得					△0
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,860	—	△2,860	△0	△2,861
当期変動額合計	△2,860	—	△2,860	△0	△423
当期末残高	△15,103	2,147	△12,956	249	115,247

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

6. 収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に

対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,779百万円（前事業年度末は11,381百万円）であります。

当事業年度の貸倒引当金は、新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけが「5類感染症」に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進み、経済は回復から成長の軌道に乗ってきており、貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた一部の業種については、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績からの回復が遅れている一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、貸倒引当金を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

9. ヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2022年10月28日）に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

貸倒引当金

貸借対照表において、貸出金等は総資産に対する割合が相対的に高く、貸倒引当金の計上が財政状態、経営成績等に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
貸倒引当金	6,871百万円	6,940百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（重要な会計方針）」の「8. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式の総額又は出資金の総額

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
株式	78百万円	78百万円
出資金	148百万円	151百万円

※2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,557百万円	5,445百万円
危険債権額	32,308百万円	32,577百万円
要管理債権額	2,283百万円	1,734百万円
三月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	2,283百万円	1,734百万円
小計額	39,149百万円	39,757百万円
正常債権額	1,536,791百万円	1,552,885百万円
合計額	1,575,940百万円	1,592,643百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
4,543百万円	4,703百万円

※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
担保に供している資産		
預け金	15百万円	15百万円
有価証券	117,640百万円	122,189百万円
その他の資産	25百万円	44百万円
計	117,681百万円	122,249百万円
担保資産に対応する債務		
預金	8,742百万円	14,925百万円
借入金	110,300百万円	114,800百万円
その他の負債	231百万円	255百万円

上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
有価証券	122,681百万円	168,534百万円
その他の資産	22,700百万円	22,700百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
保証金	524百万円	518百万円

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
融資未実行残高	197,079百万円	199,817百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	168,767百万円	164,834百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
圧縮記帳額	198百万円	198百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
	6,115百万円	8,107百万円

(損益計算書関係)

※1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
偶発損失引当金繰入額	255百万円	446百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式78百万円、関連会社株式一百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式78百万円、関連会社株式一百万円）は、市場価格のない株式であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,509百万円	5,091百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,674	1,502
有価証券償却	1,400	1,030
固定資産減損損失	666	666
減価償却費損金算入限度超過額	286	270
その他有価証券評価差額金	23	1
その他	1,353	1,496
繰延税金資産小計	10,914	10,059
評価性引当額	△5,727	△4,998
繰延税金資産合計	5,186	5,060
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△132	△596
その他	△10	△9
繰延税金負債合計	△142	△605
繰延税金資産(負債)の純額	5,043百万円	4,455百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当事業年度 (令和6年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	5.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	△3.4
住民税均等割等	0.8	0.9
評価性引当額の増加	△13.4	△8.6
土地再評価差額金の取崩	△1.3	—
税額控除	—	△7.2
資産除去債務	0.0	△0.0
過年度法人税等	△0.0	0.0
その他	△0.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.8%	17.8%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

第二種優先株式の取得及び消却

当行は、令和6年5月9日開催の取締役会において、第二種優先株式を自己株式として取得のうえ消却し、公的資金を返済することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

取得した株式の種類	第二種優先株式
取得した株式の数	7,500,000株
株式の取得対価の内容	金銭
1株当たりの取得価額	2,171円80銭
株式の取得価額の総額	16,288,500,000円
取得先	株式会社整理回収機構
取得・消却日	令和6年5月14日
消却の方法	その他資本剰余金を原資とする。

(注) なお、消却により資本剰余金が16,288百万円減少いたしました。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建物	22,241	339	607 (12)	21,974	17,537	340	4,437
土地	15,922 [4,108]	22	65	15,878 [4,108]	—	—	15,878
リース資産	59	—	0	58	33	9	25
建設仮勘定	43	493	—	536	—	—	536
その他の有形固定資産	7,118 [36]	924	379	7,663 [36]	6,166	399	1,497
有形固定資産計	45,384 [4,144]	1,779	1,053 (12)	46,110 [4,144]	23,736	750	22,374
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	4,279	2,062	849	2,216
その他の無形固定資産	—	—	—	1,335	0	0	1,335
無形固定資産計	—	—	—	5,614	2,062	849	3,551

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. []内は、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

3. 無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	6,871	6,940	776	6,094	6,940
一般貸倒引当金	3,103	2,379	—	3,103	2,379
個別貸倒引当金	3,768	4,560	776	2,991	4,560
賞与引当金	437	441	437	—	441
睡眠預金払戻損失引当金	124	71	63	—	133
偶発損失引当金	432	580	299	133	580
計	7,866	8,033	1,577	6,228	8,094

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額

偶発損失引当金・・・洗替による取崩額

○未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	193	948	469	5	667
未払法人税等	22	434	89	3	364
未払事業税	171	513	380	2	302

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

該当事項はありません。

② 訴訟

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社本店 日本証券代行株式会社 _____ 以下の算式により1単元あたりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した額 (算式) 1株あたりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には2,500円とする。
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、前橋市において発行する上毛新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 当行の公告掲載URLは次のとおり。 https://www.towabank.co.jp
株主に対する特典	ありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第118期）（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）令和5年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

令和5年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第119期第1四半期（自令和5年4月1日 至令和5年6月30日）令和5年8月7日関東財務局長に提出。

第119期第2四半期（自令和5年7月1日 至令和5年9月30日）令和5年11月14日関東財務局長に提出。

第119期第3四半期（自令和5年10月1日 至令和5年12月31日）令和6年2月6日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

令和5年7月5日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和6年6月27日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大辻 竜太郎	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 直子	印
--------------------	-------	------	---

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和6年5月9日開催の取締役会における決議に基づき、令和6年5月14日に第二種優先株式の取得及び消却を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

経営環境の悪化により業況や財務内容が悪化している貸出先の債務者区分の妥当性 【参照する注記事項】 ・（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準 ・（重要な会計上の見積り）貸倒引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、主に群馬県及び埼玉県を営業基盤として貸出業務を行っており、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金を1,576,961百万円（総資産2,405,654百万円の65.5%）計上している。 貸出金については、今後の景気、金融政策、地域経済の動向、不動産価格等の変動、貸出先の業況の変動等によって、貸倒れが発生する可能性がある。 このため、会社は将来の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸倒引当金を7,080百万円計上している。また、当連結会計年度の連結損益計算書において、貸倒引当金繰入額を877百万円計上している。 会社は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者区分の判定を行い、決定された債務者区分を基礎として貸倒引当金を算定している。 債務者区分は、貸出先の財務内容、資金繰り、収益力等に基づき決定されるが、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が遅れている一部の貸出先を含め、経営環境の悪化により業況や財務内容が悪化している貸出先については、将来の業績回復の見通しや経営改善の可能性を慎重に検討したうえで債務者区分を決定する必要がある。 こうした将来の業績回復の見通しや経営改善の可能性については、貸出先の経営改善計画における将来の売上計画や利益計画など、多くの仮定が含まれている。 これらの仮定は、貸出先を取り巻く様々な経営環境の変化により影響を受けることから、見積りの不確実性が高く、経営者の重要な判断を伴う。また、債務者区分が適切に決定されない場合には、貸倒引当金の計上額に重要な影響を及ぼす可能性がある。 このため、当監査法人は、経営環境の悪化により業況や財務内容が悪化している貸出先の債務者区分の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、経営環境の悪化により業況や財務内容が悪化している貸出先の債務者区分の妥当性を検討するに当たり、主に以下の監査手続を実施した。 （1）内部統制の評価手続 債務者区分の判定に関して、主に以下の検討を実施し、内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・ 資産の自己査定基準等の諸規程が適切に整備され、当該諸規程に基づき債務者区分が判定されているかを検討した。 ・ 営業店等が上記諸規程に基づき実施した債務者区分の判定について、適切な承認者による承認が行われているかを検討した。 ・ 貸出先の財務情報等のデータについては、その正確性と網羅性を確保するための内部統制の有効性を評価した。 （2）債務者区分の妥当性の検証 債務者区分の判定に関して、主に以下の手続を実施し、債務者区分が適切に判定されているかを検討した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が遅れている貸出先を含め、経営環境の悪化により業況や財務内容が悪化している貸出先のうち、債務者区分が下方遷移した場合の貸倒引当金計上額への金額的影響額が大きい貸出先を抽出した。 ・ 抽出した貸出先の決算書や試算表等の債務者区分の判定に必要な資料一式を閲覧し検討した。また、必要に応じて、担当部署への質問を実施するとともに、回答を裏付ける証憑を入手し、債務者区分の妥当性を検討した。 ・ 特に、重要な仮定である経営改善計画の売上計画や利益計画等の貸出先の将来の業績回復の見通しや経営改善の可能性について、計画と実績との比較、直近の試算表等の閲覧による検討を行った。また、必要に応じて、貸出先の現況や今後の見通し等について担当部署への質問を実施するとともに、回答を裏付ける証憑を入手し、内容を検討した。中でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて計画が未達とされている貸出先については、計画が未達となっている要因やそれを踏まえた将来の業績回復の見通し、経営改善の可能性について、より慎重に検討したうえで、債務者区分の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社東和銀行の令和6年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社東和銀行が令和6年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和6年6月27日

株式会社東和銀行

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大辻 竜太郎	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 直子	印
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東和銀行の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第119期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和6年5月9日開催の取締役会における決議に基づき、令和6年5月14日に第二種優先株式の取得及び消却を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

経営環境の悪化により業況や財務内容が悪化している貸出先の債務者区分の妥当性

【参照する注記事項】

- （重要な会計方針）8. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金
- （重要な会計上の見積り）貸倒引当金

会社は、当事業年度末の貸借対照表において、貸倒引当金を6,940百万円計上している。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（経営環境の悪化により業況や財務内容が悪化している貸出先の債務者区分の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。